

## 平成24年定例第4回市議会会議録(第2日)

平成24年12月5日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

### 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	牛嶋	利三
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	壇	康夫
10番	中尾	眞智子			

### 2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

### 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

### 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋	修一	議会事務局係長	甲斐	佳代子
次長	梶嶋	久男	書記	柿野	孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原	親	企画財政課長補佐 兼財政係長	坂田	良二
副市長	高野	道生	契約検査課長	石橋	慎二
教育長	藤原	喜雄	介護健康課長	更原	幸秀
監査委員	平井	常雄	福祉事務所長	梅津	俊朗
総務部長	吉開	忠文	農林水産課長	大津	光若
市民生活部長	坂口	祐二	商工観光課長	古賀	義教
環境経済部長 兼環境衛生課長 兼企業誘致推進室長	坂本	学	上下水道課長	坂梨	一広
建設都市部長	横尾	健一	学校教育課長 兼学校再編推進室長	大津	一義
教育部長 兼教育総務課長	江崎	昌昭	教育部指導室長	藤木	文博
消防長	塚本	哲嘉	学校再編推進室 学校再編推進係長	木村	勝幸
総務課長	馬場	洋輝	建設課長	梅崎	克美
企画財政課長	松藤	泰大			

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（1日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席番号	氏 名	
1	11	内 野 英 則	1. 不登校の現状並びに、いじめの問題について
2	2	野 田 力	1. 農業の6次産業化を推進し、より一層の所得向上を目指すべきではないのか 2. 災害復旧の貢献者への行政的な計らいと防災の心構えなる出初式における青少年の参加について
3	7	坂 田 仁	1. 西原市長の政治姿勢について
4	17	牛 嶋 利 三	1. 4校統合小学校建設に伴う進捗状況について 2. 叙勲受賞祝賀会開催について
5	9	梶 山 忠 男	1. 統合小学校問題について 2. 高田支所の売却について 3. 国道443号山川バイパスについて

---

午前9時30分 開議

○議長（壇 康夫君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

会議を開会直後ですけど、昨日4日に議案第51号の発言の中で1番田中議員の質疑に不適切な発言がありましたので、後日、記録を調査の上、措置することといたします。

#### 日程第1 一般質問

○議長（壇 康夫君）

続いて、日程第1. 一般質問を行います。

一般質問については、主題ごとに質問を行ってください。

具体的事項が複数ある場合でも、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問していただきますようお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。まず、11番内野英則君。はい、質問を行ってください。

#### ○11番（内野英則君）（登壇）

皆さんおはようございます。11番議員内野英則でございます。12月議会一般質問のトップバッターとして、この壇上に立たせていただくことを大変うれしく思っております。

ことしも残すところ20日余り、本当に月日のたつのが早く私は感じます。年をとったせいでしょうか。そうした中で、この1年を振り返ってみると、いろんな出来事がありました。その一つ一つが、ついきのうのように思い浮かんできます。その中でも特に7月14日に発生した九州北部豪雨災害は、みやま市にも大きな爪跡を残しました。本当に歴史に残る悲惨な出来事でありました。被災された方々の一日も早い復興を願う者の一人であります。

それでは、通告しておりました不登校並びにいじめ問題について質問いたします。

現在、みやま市の人口は目に見えて減少し、これに比例して子供の数も急激に減少しております。このような状況のもとで今後の小学校、中学校の適正規模や円滑な学校運営、さらには学校教育のさらなる充実が望まれる重要な時期に来ていると思っております。将来の夢を抱いて無限の可能性を秘めている子供たちが、ふるさとであるみやま市で伸び伸びと健やかに成長することは全市民が共有する願いではないでしょうか。

そのような中で、昨年10月、滋賀県大津市の中学生が自殺をはかり、その後、次々といじめの実態が明らかになりました。この事件をきっかけに全国的な問題へと広がりを見せて、その後もいじめが原因と考えられる中高生の自殺のニュースが毎日のように新聞紙上をにぎわわせています。みやま市においても決して例外ではないと思います。そのような中で、今もいじめにより悩み苦しんでいる児童・生徒が存在しているのではないかと考えられます。

そこで、本市においてはまだ大きな事件が起きていないだけだと捉えれば、早急に対策をとらなければならないと私は思います。そこで、ついこの前であります、新聞報道でいじめ問題について大々的に報道がなされました。その内容は、文部科学省が大津のいじめ問題を受けて8月に全国の小・中・高校などを対象に行った緊急調査の結果についてでありました。その主なものは、いじめの認知件数が4月から約半年間で14万4,054件に上った。特に昨年度1年間の7万231件に比べて倍増したということであります。また、都道府県別では鹿児島県が昨年度の78.2倍に達する3万877件と突出し、全国最多ということであります。急増した理由については、文部科学省は、軽微なものも含め、いじめを細かく調べるように啓発が進んだという内容等の新聞記事であります。

そこで、みやま市においてもいじめを把握するための調査を実施されたと思います。そこで、1点目として、本市の小学生、中学生におけるいじめの実態をどのように把握されているのか、お尋ねいたします。

次に、2点目、不登校の実態であります。

不登校の原因は本人、家族、学校のいずれかに、また、複合してあると思われませんが、特にいじめが不登校の大きな理由であるとも言われています。みやま市においては不登校の実態をどのように把握されているのか、お尋ねします。

それから、3点目、いじめ予防対策であります。

皆さんの中にはいじめは昔からあった、それを乗り越えて人間は強くなるものだという人も少なくありません。しかし、現代のいじめは、その内容も質も昔のいじめとは全く違う様相を見せています。今日ではこの現代のいじめが日本全国に蔓延し、子供の人生を狂わせ、多くの悲劇や子供の未来への自信喪失、自尊心の欠落を生み、それが今、社会で大きな問題となっています。不登校やひきこもり、ニート、自殺といった問題の引き金になっているのも事実であると思います。

そこで、いじめが起きてからでは遅いわけであります。教育委員会としては、いじめをしない、いじめを受けないというようないじめの予防対策を、どのようなことを考え、学校を指導しておられるのか。

以上、3点について教育長の答弁を求めます。よろしく願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）（登壇）

おはようございます。伊の一番に答弁をさせていただきます。

ただいま内野議員の不登校の現状並びにいじめの問題についての御質問にお答えいたします。

まず、大津市のいじめ自殺問題を受けまして、文部科学省では、いじめ問題に関する児童・生徒の実態把握を行うのとあわせまして、平成24年8月1日に大臣官房に「子ども安全対策支援室」を設置するとともに、9月5日には「いじめ、学校安全等に関する相互的な取組方針」を作成しております。その中で、いじめ問題への対応強化の基本的な考え方として、以下のことを掲げております。

いじめは決して許されないことであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要である。しかしながら、いじめは、現実的には、どの学校でもどの子供にも起こり得るものである。

国は、取り組み方針に基づきまして、施策の見直し等を行い、関係者と一丸となって以下の取り組みの改善・充実を図るとしております。

その内容でございますが、まず、いじめの未然防止のため、日ごろから、家庭・地域とも連携し、子供の豊かな人間性を育む。

国としても積極的に役割を果たしていけるよう、いじめの問題に係る国の体制やかかわり方を見直す。

各地域においてしっかりと対応できるよう、教職員研修や評価のあり方など、学校現場におけるいじめの問題への認識を深める取り組みを一層強化するとともに、いじめの問題の解決に向けて外部専門家を活用する取り組み等を推進する。

さらに、いじめは犯罪行為に当たる可能性があるとの認識のもと、学校と警察の連携強化を図る。

以上のような国の動きに対しまして、福岡県では、皆様御承知のように、平成18年10月11日に発生いたしました筑前町立三輪中学校事案を契機といたしまして、いち早く「福岡県いじめ問題総合対策」を策定し、いじめの解決に全力で取り組み続けてきたところでございます。

まず、1点目の本市の小・中学校におけるいじめの実態把握についてでございますが、本市では、学校から毎月、児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査と学校が受けた教育相談についての報告を受けることとしております。

また、特にいじめにつきましては、学校で発見し次第、直ちに教育委員会への報告を義務づけているところです。福岡県教育委員会指定の様式により、発見の経緯、指導の内容、今後の取り組みを直ちに報告させるとともに、学校教育課と指導室が連携して当該校への指導を行っております。

いじめの実態ですが、学校がいじめと判断し、指導した件数は、平成22年度2件、平成23年度3件、平成24年度は11月1日現在で3件が報告されております。

本市におきましては、これからもいじめの早期発見、早期対応の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の本市の小・中学生の不登校の実態についてでございます。

そもそも文部科学省が規定しております不登校児童・生徒とは、病気等の理由のいかんにかかわらず、年間30日以上欠席がある児童・生徒のことでございます。ここ数年における本市の実態は、平成22年度が小学生5名、中学生31名、平成23年度が小学生8名、中学生24名、平成24年度が11月1日現在におきまして小学生6名、中学生20名となっております。

不登校の要因につきましては、身体的、精神的な病気による理由や、本人と家族、あるいは家族間の人間関係に起因する理由の報告が多くなっている状況にあります。いじめに代表されるような児童・生徒を取り巻く友人関係や学習指導、生徒指導といった学校生活に起因するような理由による不登校は少ない現状です。

みやま市教育委員会といたしましては、小・中学校の不登校児童・生徒の解消に向けた取り組みについて、各学校と連携し、今後も強力に取り組んでいきたいと考えております。

次に、3点目のいじめ予防対策として、どのようなことを考え、学校を指導しているかについてでございますが、議員の御指摘のとおり、昨今、いじめが背景事情として認められる生徒の自殺が報道されております。これはあってはならないことであり、深刻に受けとめているところです。

学校におけるいじめ予防対策ですが、大きく次の4点から指導いたしております。

1つ、いじめの早期発見の取り組み。2つ、教育相談体制の整備。3つ、組織的指導体制の整備。4つ、いじめ問題等に関する校内研修等の充実でございます。

具体的に申しますと、まず1つ、いじめの早期発見の取り組みについてでございますが、教師の視点からは、「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックシート」を活用した教師による点検及びその点検結果をもとにした職員会議の毎月の実施。児童・生徒視点からは、学校生活アンケートや無記名によるいじめに特化したアンケート調査の実施。保護者の視点からは、家庭用チェックリストや家庭向けリーフレット等を活用した家庭と連携した早期発見の取り組みの実施を指示しております。

次に、2つ目、教育相談体制の整備についてですが、1学期、2学期のそれぞれに教育相談週間の設定、常設の相談ポストの設置を指示しているところです。

続いて、3番目の組織的指導体制の整備についてでございますが、各校内に、いじめ問題への取り組みを推進する「校内いじめ問題対策委員会」の設置、いじめの報告・連絡体制の整備を指示しております。

最後に、4番目、いじめ問題等に関する校内研修等の実施についてでございますが、いじめを初めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修会の開催を義務づけているところでございます。

以上、申し上げましたような取り組みを今まで以上に充実させ、いじめの早期発見、早期対応により「いじめをしない・させない・許さない」という学校にしていきたいと考えております。

途中で携帯電話鳴りまして、申しわけございませんでした。陳謝いたします。

**○議長（壇 康夫君）**

11番内野英則君。

**○11番（内野英則君）**

ありがとうございました。

それでは、まず、本市におけるいじめの実態についての答弁をいただきました。それによりますと、平成22年度で2件、平成23年度で3件、平成24年度で3件という報告であったろうと思います。しかし、いじめについては必ず各学校とも大なり小なり、先ほど報告された以上にあるのではないかと私は考えております。特に表に出ていないだけで、教職員の皆さんが生徒の実態把握を完全につかみ切っていないのが現実ではないかと私は考えます。

いじめ問題については全国的に調査が行われました。その結果を見ても、いじめの認知件数は各県でかなりのばらつきがあります。新聞の解説でも調査結果が実態を正確に反映しているとは到底思えない。鹿児島県のいじめの割合は6人に1人だが、福岡県では1,000人に1人。同じ九州で約160倍の差があるのは不自然。また、教師がいじめをいじめとして捉えないため、いじめが深刻になったというケースもあるということでもあります。

それから、認知件数の増減に関係なく、いじめがもとで自殺するという生徒が急激にふえているということは、いじめが地下に潜って、わからないところで行われている、そして、わからないところで悩んでいる子がいきなり死んでしまう、このような傾向にあるのではないのでしょうか。ですから、学校が把握できているのは全てではないと思います。特に今はインターネットのメールでの中傷とか、さまざまな方法でのいじめが行われているのではないのでしょうか。学校という、ある意味密閉された世界で子供たちが逃げ場を失って死を選んでしまう、これは本当に悲惨なことであり、絶対許されることではありません。

そこで、お尋ねいたします。教育長、みやま市の各学校の現場サイドでは、このような細



かいところまで把握ができていると思っておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

今御指摘の、まず鹿児島県と福岡県の比較を言われたんですが、この問題、先ほど私、答弁の中で申し上げましたように、福岡県では平成18年の三輪中学校の問題以来、特にこのいじめ問題についてはきめ細かな指導を行うようにということで、それを受けまして、県教育委員会としても全県下にそれを徹底させるということで、みやま市といたしましてもそれを十分に実施しているつもりでございまして、隠れている部分というのは、私はみやま市においては少ないほうであろうとは思っておりますが、実は私の経験からしまして、先ほど申しました今年度1件、いじめの報告がおくれたわけでございますけれども、本件のうち1件は実は地域の方から、こういうことが行われているんじゃないかということで、早速学校にちょっと調べに入りましたところ、それは事実であるということがわかりまして、ようやくその解決に向けて、その段階で直ちに取り組みまして、スムーズな解決を見たという経緯がございます。ただ、各学校現場につきましては、私のほうからも指導班を通じまして、把握の実態に努める、その努力は怠っちゃいけないよということを指示しているところでございますので、その具体的な把握の方法につきましては、指導班のほうから、指導主事のほうから答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

藤木教育部指導室長。

○教育部指導室長（藤木文博君）

では、お答えします。

一件でも多くのいじめを発見し、一件でも早く対応できる学校こそがやはり子供、それと保護者の皆様、地域の皆様から信頼される学校となるということをやはり私たちは肝に銘じながら、日々の教育活動に当たっていきたいというふうに考えております。

それで、差し当たってまず、私ども学校におきましては月に1回、チェックリストというのを使いまして、子供たちの状態を把握し、それを全体で共通理解をするというようなことを行っております。例えばで申しますけれども、子供を見る視点として、休み時間に1人で過ごすことがふえたとか、給食時間に給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳がさ

れるなど等、日常の流れに沿って細かなチェックリストをつけて、その観点から子供たちを見たときに、気になる子供さんはいないかというのをチェックしまして、そして、それをもとに話し合いをする、共通理解をするというようなことを上げております。

また、先ほどから御指摘がありますように、御家庭とか地域からのいじめの報告、受けているんじゃないかという報告によって知るということが、全国の調査でも約4割はそういう形でいじめを知ることが上げられています。それで、御家庭との連携も非常に大切だろうというふうに思っているところです。御家庭のほうにもこういうふうなチェックリストをお上げして、その把握をお願いしているところです。

チェックリストの例を申し上げますと、理由のはっきりしない衣服の汚れや破れが見られることがあるとか、持ち物、学用品や所持品がなくなったり、壊されたりしているとか、ささいなことで怒ったり、家族に八つ当たりすることが多くなったとか、こういう観点のチェックリストを、10項目程度にまたがるんですけども、お配りして、御家庭のほうでも発見していただくことを御協力をお願いしているところです。

また、教職員自身も、そこら辺のいじめに対する感性を高めることが必要になりますので、自己評価表、チェックリストというのをつくっております。子供の表情や言動を観察しながら、温かい言葉かけをしているかとか、気分や場の雰囲気に乗じて軽率な発言をしないように心がけているかどうかというような自分自身の自己評価のためのチェックリスト、これも用いながら自分の日ごろの行動、これをチェックしているようなところでございます。

以上のように、学校でのチェックリストを活用した子供の観察、御家庭での観察、そして、教師自身の感性を高めるような自分自身に向けての観察、このようなことを日々努力しながら子供のいじめ、これを見逃さないように努力をしているつもりでございます。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

11番内野英則君。

○11番（内野英則君）

先ほど詳しく答弁をいただきました。ただ、答弁の中で地域のほうからいじめが発覚して、そして、学校が動いたということですけども、この事件については学校ではやっぱり基本的に把握はできなかったのかというのをちょっと疑問に思いましたので、ちょっとそこら辺を詳しく答弁をお願いしたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

学校としては、それをいじめという認識を十分に持っていなかったもので、実は私のほうからすぐ調べなさいと言ったところ、その事象は存じていますということで、私、そのときやかましく怒りました。いじめというのはそういう捉え方をしちゃいけないんだと、少しでもそういういじめの兆候、それを察知したら、直ちにいじめ問題として取り扱うのが、これは学校の姿勢であるということで指導班を指示いたしまして、それをいじめという形で処理をさせるようにしたわけでございます。

学校としては、まだいじめそのものについての、これは学校によりますけれども、隠蔽体質とまでいかないけれども、いじめ問題起こったら、学校がちょっと余りよく思われたいんじゃないかなという、そういった防衛意識が少しありますものですから、それを払拭するというのも、いじめを早期発見、そして解決する方法であると私は考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

11番内野英則君。

○11番（内野英則君）

一応この件については、また後、対策のところでも詳しくお尋ねしたいと思います。

それで、一応今聞いた中では、いじめ把握というのは徹底して実施をされておるという感覚の中で進められているということでございますので、しっかりとした実態把握を今後も努めていただくような指導をしていただきたいと思います。

それから次に、不登校の実態についても詳しく先ほど答弁をいただきました。実態については平成22年度で小学生が5名、中学生が31名、平成23年度で小学生が8名、中学生が24名、平成24年度の11月現在で小学生が6名、中学生が20名となっている、そういう不登校の実態があるということを説明していただきました。

そこで、こういう実態がありますので、どのような予防対策を今までにとってこられたのか、お尋ねをいたします。

○議長（壇 康夫君）

どなたがされますか。藤木教育部指導室長。

**○教育部指導室長（藤木文博君）**

不登校に対する予防対策ということでございますけれども、まず、不登校の主な要因として私どもが観点として上げておりますのが、いじめ、いじめ以外の友人関係、教職員との関係、学業不振、部活動の不適応、教室不適応、家族関係、家庭内不和、病気、本人、そのほかというような観点で不登校というのを考えております。

それで、一概に不登校と申しましても、多様な要因があるわけでございます。それで、一番大切なのは不登校に対しては早期対応、やはり子供が休みがちになってくる、その状況のときにその原因をやはり探って、それに対する適切な対応を行うということが一番大切になります。早期の段階で子供の不登校の状況をどういう原因があるのかというのをつかむということが一番大事だろうというふうに思っています。

また、私どもが考えておりますのが、マンツーマン対応といいまして、やはり不登校になりがちなお子さんとは一番きっちり合うといいですか、合うというとちょっと語弊がありますが、例えば、養護が対応したほうがその子供さんがより心を開く、学級の担任がしたほうがいい、あるいは事務の教員が対応したほうがいいというような、そういう適性もありますので、その子供さんの一番心をあけるような関係者、これがやはり中心となって、不登校の要因等々について探っていくというような対応をとっているところでございます。

以上です。

**○議長（壇 康夫君）**

11番内野英則君。

**○11番（内野英則君）**

一応不登校の予防対策として、今、先ほど答弁をしていただきました。そうした中で、ちょっと繰り返しになるかも知れませんが、病気とか家庭の事情によって不登校になるのは仕方ないと思うんですけども、ちょっと問題なのは、怠学、ずる休みですね、そういうふうなことで不登校をするというのが一つの大きな学校としては私は問題ではないかなと思っております。

で、それをどういうふうな取り組みをしておられるのかということですが、特にそういうふうなずる休みと関連して、例えば、夜の徘徊とか、不純行為とか、無免許運転などで暴走行為など、そういうふうなつも中にあるかと思っておりますので、そういうふうなことが起

きた場合の対応をどのようにされておられるのかということを再度お尋ねしたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

藤木教育部指導室長。

○教育部指導室長（藤木文博君）

はい、ありがとうございます。怠け学、怠学で学校を休み始めるといったことがやはり学校においてもよく起こり得るんですけれども、そういった場合にやはり学校と保護者の方と連携をとらせていただいて、学校のほうへとにかく保護者の方のほうから出していただく、学校のほうでもそのことを指摘して厳しく指導するのではなく、どうしてそういうふうな行動をとるのかという、やはり子供の心に沿った対応をしていくことが必要であろうというふうなことで対応しております。

夜間徘徊等については、中学校においては補導専任教諭等がおりますので、そこら辺を中心に学校全体での取り組みというのがやはり必要だろうというふうに思っています。さらにPTAの皆様方とも協力をとりながら、特に祭り等々の場合には、そこら辺の見守り隊等を出していただくとか、そういった連携というところがやはり一番重要なところというふうに思っているところです。

さらに、ちょっと長くなりますけれども、みやま市のほうでは子ども健やかネットワークという組織を持っております。これは関係機関、警察、小学校、中学校、児童相談所、医師会、民生児童委員協議会様、それと、柳川法務局、保育協会、幼稚園協会等々の関係機関と連携を図りながら、その会議を持ちまして、気になる子供さんとか、そういった者への細やかな対応会議まで、代表者会議、実務者会議、ケース会議ということで、ケースに応じた会議等まで含めてネットワークを張りながら、子供たちのそういう指導に当たっているところでございます。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

11番内野英則君。

○11番（内野英則君）

はい、ありがとうございました。

それと、不登校になられた方の対処と申しますか、適応指導教室を設置、みやま市されてありますけれども、その利用状況をちょっとお聞かせください。

○議長（壇 康夫君）

藤木教育部指導室長。

○教育部指導室長（藤木文博君）

適応指導教室のほうでございます。児童・生徒のまず実態でございますけれども、平成23年度、通級指導、実際にさくらのほうにおいでになった子供たち、児童・生徒の数ですけれども、平成23年度が3名、体験入室児童・生徒が4名、そのうちに復帰児童・生徒数が4名ということになっております。平成24年度、通級児童・生徒1名、体験入室児童・生徒5名、現在復帰できた児童1名ということになっております。

それ以外に今度は教育相談がございます。学校、保護者、児童・生徒、これがさくらのほうに来室いたしまして相談をした件数111件、電話による相談218件、さくらのほうから家庭訪問に出向いた件数5件、さくらのほうから学校訪問に伺った件数15件ということになっております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

11番内野英則君。

○11番（内野英則君）

指導教室に来て復帰されたというのがかなり顕著にあらわれているようですので、できるだけこういうような利用をしていただくようなことをひとつまたお願いをしたいと思っております。

それから、最後の質問でありますいじめ予防対策について、どのようなことを考え、学校を指導しておられるのかという質問については、みやま市の考えについて先ほど詳しく答弁をしていただきました。もちろん、みやま市としても継続していじめ予防対策についてはいろんな取り組みがなされているということでもあります。しかしながら、一旦大津のような事件が起きますと、教育長を初めとして、いろんな幹部の皆さんが出て謝らなければならないと、そういった事態になるわけでありまして。

そこで、このような事態を避けるためではありませんが、みやま市の教育改革をする上でも予防対策を徹底してやっていただきたいと思っております。特にいじめは、いじめたほうが100%悪い、このような考えを生徒、教師、全てが共有する考えで進めていかなければならないと考えております。その徹底した取り組みが、いじめを減らしていくもとなると考えておりますので、まず、徹底して取り組んでいただくことをお願いしたいと思っておりますが、教育長の

意気込みをもう一度聞かせていただきたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

今、内野議員からおっしゃったとおりでございまして、私はいつも声を大にして言っているのは、加害者、いわゆるいじめをしたほうにもいろんな理由があるというふうなことを言う人がございます。あるいは、いじめを受けた側にも問題があるんじゃないかという、そういったことを言う人につきましては、それは間違いであると。これは、いじめというのは犯罪行為に等しいということで、例えば、小学生、あるいは中学生が加害者であったとしても、法に照らしまして厳正な対処をとると。例えば、出校停止も命ずることができるわけでございまして、そういった強い処置もとるんだということを常に申し上げているところでございまして、今後ともそういった姿勢で絶対にいじめは許さないということを基本に据えて運営をしていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

11番内野英則君。

○11番（内野英則君）

はい、ありがとうございます。教育長の力強い意気込みをお聞かせいただきました。ありがとうございました。

それで、まずは、子供のしつけは基本的には日常の家庭教育で、保護者が責任を持って教えていくものであると思います。何か事が起きれば、全て責任を学校に求めるものではなく、学校と家庭が問題を共有して、協調しながら解決へ向かうべきであると思います。

私は、いじめがある学校が悪い学校だとは思いません。いじめがあるのに、それを放置したり、隠蔽しようとする学校が悪い学校だと思います。いじめを受け、心に傷を負っている子供の中には、先生に相談する勇氣さえも持っていない子もいるかもしれません。また、親には心配かけたくないと、家に帰ったら気丈に振る舞っている子がいるかもしれません。そのような声なき声を家庭や学校、あるいは地域で注意深く子供のことを見詰めて、手を差し伸べるのも大切だと思います。将来の夢を抱いて無限の可能性を秘めている子供たちが伸び伸びと健全に成長することは、全市民が共有する願いではないでしょうか。教育長、どう思

われますか、お聞かせください。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

感想でございますが、団塊の世代の内野議員と私は昭和22年生まれという全く同じ年でございますけれども、考え方がまさに同じだなという考えを持っております。特に子供たちのあの精神的な強さをこれからいろんな形で形成してあげなきゃいけないと思う中に、やはり厳しさというか、そして優しさ、この2つを兼ね備えた教育がこれからはさらに必要じゃないか。鍛えるところは鍛える、そして、やっぱりいいことを、いい行動等をしたときには思い切って褒める、こういったメリ張りのある教育もこれからは必要じゃないかと、このように思っているところでございます。

それから、やはりこれは私が教員生活をやっている中でちよくちよく思ったことでございますが、子供たちの教育だけではなくて、保護者の方の教育もあわせてやっていく必要があるんじゃないかなということを考えたこともございます。今、それができるかどうかというのは、みやま市の中での先生方と相談してやっていきたいなと思っているところでございます。

答えになったかどうかわかりませんが、決意のほどは私も持っておりますので、どうもありがとうございます。

○議長（壇 康夫君）

11番内野英則君。

○11番（内野英則君）

はい、ありがとうございました。そういうことであるならば、さらにいじめ予防対策をしっかりと、どんな小さなことでも許さない、そういった意気込みで取り組んでいただきたいと思います。

先ほど、いじめの予防対策については4つの項目で説明をしていただきました。いじめの早期発見の取り組み、教育相談体制の整備、組織的指導体制の整備、いじめ問題に関する校内研修等の充実というふうなことで、特に私は一番最後のいじめ問題に関する校内研修というふうなものを再度、校内というか、みやま市全体でも1回ぐらいはやって、いろいろないじめの実態とか、そういうふうなつを事例を挙げながら研修していただくというふうなこと



が必要ではないかなというふうな考えを私は持つておるわけですが、そこら辺の研修を今のところ学校単位で研修をしていただくようなことをお願いしておるといような答弁だったと思いますけれども、教育委員会が表に立って、みやま市で1回ぐらいはそういうふうないろいろな見えないいじめとか、いろいろな先生でもやっぱり経験をされていない、いろいろないじめというのがあると思いますので、そういうふうなつを含んだ研修をしていただくならというふうな考えを持つておりますが、教育長の考えをお聞かせください。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

大変ありがたい御提案でございました。県のほうではその件については県レベルでやっているわけでございますので、みやま市独自のそういった研修会もこれから、今年度というのはちょっと準備等もできませんけれども、来年度に向かって、ぜひみやま市独自のそういった研修会が実施できるような、そういった体制を今から構築していき、実施していくような方向で考えたいと思いますので、その節はまた内野議員につきましても、それにぜひ参加をしていただくというぐらいのことをやっていただければと思っております。大変ありがたい御提案でございます。実施の方向を検討していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

11番内野英則君。

○11番（内野英則君）

ぜひとも、みやま市にとっては、いじめは絶対許さないという考えで再度もう一回研修をしていただくということをお願いいたします。

特に子供たちが健全に健やかに成長することは市民の願いではないでしょうか。そういった環境をつくっていただくことを願って、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（壇 康夫君）

それでは、続いて2番野田力君、一般質問を行ってください。

○2番（野田 力君）（登壇）

皆様おはようございます。議長の許可をいただきましたものですから、質問をさせていた

できます。議席番号2番の野田力でございます。どうぞよろしく願いいたします。

テーマとしましては、農業の6次産業化を推進しまして、より一層の所得向上を目指すという一つの方策について御質問をさせていただきます。

私たちの郷土みやま市は東山、山川、高田の3つの連峰に連なり、母なる矢部川と飯江川を有しております。そして、樹園地になる中山間地、さらには米麦の主産地になります広大な平野、それらの地形に加えまして、南西からのやわらかい有明海の海風を受ける気象条件など、本当に農業地帯としては最も適応しておるところでございます。私たちの先人は、このような天からの授かりを最大限に生かすべく、日夜を惜しまず、苦難を乗り越えて、しかも幾世代にもわたって開墾、開拓して、今日のような誇れる美田に築いてこられました。そのおかげで現在では樹園地が520ヘクタール、水田が3,185ヘクタール、畑地も1,330ヘクタールでございます。合わせて5,036ヘクタールの広大な耕地面積を有していることになっております。みやま市の総面積は、御承知のとおり、1万500ヘクタールでございます。したがって、耕地面積が占める割合としましては48%、約半分ぐらい占めております。そして、生産性の高い食料の供給地帯なのでございます。

そして、農家の人たちは先人の御苦勞に対しまして深く感謝の念を持ちながら、近代的な農業技術を先進的に習得し、切磋琢磨しながら心血を注ぎ、優良な農産物の生産に必死に頑張られてこられました。農家の人たちの御苦勞のおかげで他の産地には見られないような、すばらしい優良な農産物が多品目にわたって生産されているところでございます。

しかしながら、みやま市の農業粗生産額は10年前で見ますと、平成13年度でございますが、約136億円ぐらいありました。しかしながら、現在は価格の低迷などによりまして、95億円ぐらいじゃなかろうかと思えます。要するに四十数億円も大きく落ち込んでおるところでございます。そして、このような厳しい状況に立ち向かって、農家、農業団体の人たちが本当に一丸となって頑張っておられます。

そういう中でも、農業・農村を取り巻く状況は、もう皆さん御承知のとおり、後継者がいないじゃないかとか、農地の集積をしようと思ってもなかなか集まらんとか、農産物の価格はどうしても低いなど、合わんなということとか、ともかく農家所得の困難性が著しいわけでございます。さらには、産地間競争もされています。そして、今日では本当に海外との価格競争などで深刻かつ重大な課題に直面しているのではないかと感じております。

これらの深刻な課題に対しましては、農業が基幹産業となっております市町村ほど、より

厳しい、大きな打撃を受けているものと懸念いたす次第でございます。そして、これらの課題に対応すべく、国も県も各種の施策を打ちまして頑張っております。当然ながら、みやま市におきましても、西原市長さんがみやま市の重要な基幹産業としての深い認識を持って、とにかく可能な、できる、対応されるやつはどしどし積極的に速やかに受け入れられ、JAみなみ筑後さん初め関係機関の団体と一緒に頑張ってあります。このように力強く実施されておりますことに対しましては、本当に感銘を込め、称賛いたすところでございます。

ところで、一般市民の目線で考えてみますと、案外、特産の博多なす、福岡のあまおう、イチゴとかセロリという有名な特産品がありますが、この特産品は全農の傘下のもとで大規模による共販体制で大都市に販売力が集中している関係から、主力産地が当地みやま市にもかかわらず、その認識は意外と薄いわけでございます。さらに大都市区域外においては、これらのブランド農産物に対します愛着心とか、心を込めた認知度合いは、ふるさとみやま市に深く根差して結びついているとは言いがたいと思っております。

今、申し上げましたことは、意外と灯台もと暗しで、往々にして足元が見えなくなるようなことかなと思っております。

また、先ほど申し上げました特産品以外の農産物といたしましては、はたまた大変あるわけでございます。例をとりましたらば、ブドウ、スモモ、キウイフルーツ、トマト、アスパラガス、キュウリ、スイートコーン、それからタケノコなど、まだまだありますけれども、そういったこのような肥沃な土地で、しかも、あの有明海のやわらかい潮風のもとで、そして、農家の皆さんたちが丹精込めて高品質に育てていただいております。これらの産品は、もう皆さんも知ってあると思いますが、とてもうまくて、安全・安心はもとよりでございますが、私は自信を持ってお勧めできるものばかりでございます。特にこれらの産品に対しまして、もっと工夫を凝らした戦略的な販売手法を講ずれば、多品目を備えたところということで、全国の中で一大の優良ブランド化地帯としてのステータス、つまりは地位の位置づけといえますか、それが確立されると思うわけでございます。そして、とてもうまか、絶品の特産地のみやま市ということのステータスが名実ともに全国の中で迫力のある一大産地形成が図られると思うのでございます。

しかしながら、これらのブランド品と言える高品質の生鮮農産物は、鮮度が最大の生命線であります。速やかに消費者に届け、早目に召し上がっていただくことが不可欠な要件であります。また、これらの農産品は、生産時期を初め旬に左右される出荷期間や、天候を初め

自然災害にも大きく影響を受けやすいものです。新鮮な農産品における賞味の必須要件などのもろもろの問題点を一定程度クリアし、安定的かつ常時継続的に販売提供のできる品物は、何といたしましても農産加工品ではないかと思えます。そして、現在、地元産の農産品を原料として開発、販売されておりますが、既に生産されているすばらしい加工の商品としましては、今は新品種果汁100%を使って、またミカンジュースを新たに開発されています。それから、粒入りのミカン缶詰とか、野菜ミックスジュースとか、イチゴジャム、ドライセロリ、これはスープとかに使うわけでございます。セロリはセロリアームも、もう商工会のほうで開発されています。それから、最近ではセロリのそういった粉末をようかんにも使ってセロリようかんとか、イチジクジャム、タケノコ、これタケノコは有名ですよ、タケノコの缶詰などが市販されています。しかしながら、これらの供給源でありますみやま市の産地は明示されていないのが一般的でございます。本当に残念でなりません。

また、現在販売されている農産加工品は、そして、単品で一つ一つで販売されているため、みやま市の優良農産物の一大産地の中で育まれた相乗効果のイメージがいま一つないわけでございます。特に優良な一大産地のバックボーンというものは付加価値を呼び覚まし、そして、消費者ニーズの高まりにも大きく左右されます。十分に考慮して的確に対応すべきものではないかと思えます。

そして、いまだ加工品に至っていない貴重な優良農産物がまだまだ多く見受けられますので、早目に研究開発し、優良ブランド化に商品化し、生鮮農産物の消費拡大に結びつくように利活用すべきだろうと思っております。加工品を一つの材料として、そして、生鮮農産物のほうにつないでいくということでございます。これらの農産加工品を年間通じまして、いつでも、どこでも販売展開される強みを生かして、これを通じて本格的な本物の味を有します生鮮農産物に消費者のニーズの向上に伴った、そして、購買力をしっかり高めまして結びつけることが重要ではないかと考えております。

そして、このように加工品を通じて生鮮農産物の消費拡大となります販売戦略を講じることが今こそ重要ではないかと思えます。この対策を講ずることによりまして、一層の農家所得の向上は必ずやある程度は図られるものと確信する次第でございます。

ところで、ここで一旦消費者の方に目を転じて、たびたび私も耳にいたすことがあります。そのお声を披瀝いたしたいと思えます。

1つには、こういった優良な農産物持っているけれども、旅行の際に手土産になる商品化

された地元加工農産物の品物が私は見つからないですもんねとか、2番目には、慶弔等の際に引き出物や進物になるような商品化された地元加工農産物の品物がどうも、これも皆無いでしょうかとか、3番目には、イベントなどで県内外から多くの方が来訪されます。その方たちが帰りに持ち帰るような商品化されたものが、ちょっと探そうと思っても見つからないということもおっしゃっております。そして、4番目には、みやま市の特産物のPRに活用するために、商品化されたやはり加工品、農産物の現物がどうも見つけにくいということでございます。そして、商店街に行っても贈答品となるような農産加工品がどうしても置いてないような状況ですねと、探し求めなくちゃならないですねというような切実なお声を拝聴するわけでございます。

そういうことでございますので、当然ながら、市民皆様にそういった要望に応じて対応いたしましたらば、商工会を初め、各種団体、各家庭からの御協力を賜っていけば、市民皆様のお手元から出発点として、そして、それが次の方、次の方と広まりまして、そういった広まりをして消費拡大につながるものと確信するわけでございます。

そこで、地元農産物の消費者ニーズをより一層高め、価格の安定、さらには農家所得の向上、これがつまりの一番重要なところと思いますが、1つの方策としましては、私はこのように考えるわけでございます。1つは、川下と言えます市内外の消費者のニーズをもう一度的確に把握するための意識調査を行って、鋭敏に検討し戦略を練ると。2つ目は、西原市長さんを先頭のもとに、農商工連携によりますみやま市農産品のPR体制を速やかに確立することが重要じゃないかなと思っております。そして、3番目に、地元農産物使用の加工品をギフト及び、いわゆる進物用に向けた複数加工品をバラエティーにパッケージとして商品化するとともに、製造販売の展開を図るということが一つはまた重要かなと思っております。それから、加工品の原料でございます優良農産物の付加価値をさらに高めるために、わかりやすい物語を含めた説明書を添付する必要があるだろうと。それから、5番目には、加工品の販売の手がかりから、生鮮農産品の消費拡大にしっかり結びつけるように受け皿となる供給体制の構築を創意工夫を凝らしてやるべきではなかろうとか、最後に、うまくて安全・安心な農産地域の一大産地を形成し、ともかく強力なバックボーンとなるイメージを盛り上げていかなくちゃならないかと思っております。

このように方策の二、三点の視点を申し上げました。一つの考察でございますが、これらの考察に対します西原市長の御所見をお伺いいたします。

次に、先ほど申し上げました視点などを踏まえ、これらを市場の中で具現化してまいるのは、次のような施策の展開が不可欠じゃないかと強く感じるわけでございます。

1つは、市長の指導のもとに、農業振興に結びつけて、商工振興の上から、当然ながら消費者代表などの参加のもとに、ブランド商品化委員会を早急に立ち上げていただきたい。2番目に、農産加工品の生産状況、新商品開発の推進と原価計算、それから、生産の安定性を含めて、事前調査の検討をともかくプロ中のプロでございませぬ屈指の専門家から行っていただきたいと、鋭く行っていただきたいと。3番目には、市長さんの主導のもとに、消費者を含めた農商工連携によって、いわゆる商品の名前といいますか、商品のラベル、包装、価格設定などを消費者の目線に合わせて魅力的な商品に仕上げていただきたいなと思います。4番目には、加工品の原料農産物に対する肥培管理、本当に誠意を込めて、愛を込めて栽培されています。そういった安全性、食味性等をめぐって、ほかにまさるものでございませぬというわけありの強調的なメッセージを同封し、そして、消費者の方が、ああこれはよかったという満足をいただけるようにしていただきたい。最後は、加工品販売ルートの戦略的な設定はもちろんでございませぬが、生鮮農産物の販売への連結する手法の展開を専門的に検討し、そして、持続あるルートを確立していただきたいなと思うわけでございませぬ。

ただいま申し上げましたように、農産加工品と生鮮農産物の消費拡大の具体化を図るには、どうしても1つじゃできません。一連の、今申し上げましたような、さらにはもっとお知恵を加えていただきたいと思ひますけれども、一連の連結した施策を進めていただくことが重要かつ不可欠でございませぬ。施策を講じるに当たりましては、国も県も農商工連携事業や6次産業化の補助事業が各種いろいろと政策を並べて用意されているようございませぬ。どうか西原市長さんにおかれましては、農業所得の向上、商工の振興発展を図る上から、国、県の補助事業などを積極果敢に取り入れていただき、施策の展開をよろしくお願ひ申し上げ、西原市長の力強い施策に向けた御答弁をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

野田議員さんのみやま市の農業に対する熱い思ひを切々と語られ、そして、私に対して御質問をいただきました。最初は6つの御質問ではなかつたかと思ひますし、最後の質問は、むしろ野田議員さんのこのようにしてほしいという思ひではなかつたかと思ひますので、ま

ず、御質問にお答えをし、そして、野田議員さんの最後のほうに言われましたさまざまな施策については、十分今後野田議員さんとも話し合ひまして、十分しっかりと聞きまして具体的に進めてまいりたいと、このように思うところでございます。

まず、農業振興策の一つとして、加工品開発とブランド化の強化が重要であるとの視点に立った御質問で、具体的には消費者ニーズ把握のための意識調査、商品紹介チラシの添付、原材料の供給体制の構築、ギフト用パッケージの制作、農商工連携によるブランド化とPR体制の推進、農業生産拠点としての本市のイメージアップの6点であったかと思っておりますので、現状の報告と今後の方針についてお答えをいたします。

初めに、消費者ニーズの意識調査や農商工連携によるブランド化とPR体制の強化につきましては、商工会を初めとする商業団体関係者との協力が重要であることから、市の商工観光課や市内事業者と情報交換するとともに、近隣自治体の取り組み状況を調査しながら検討したいと考えております。

次に、ギフト用パッケージの制作につきましては、市内には農協女性部を初め、みずから生産した農産物等を材料に加工品づくりを行っていらっしゃるグループが8グループほどあり、道の駅や花野果館、そして卑弥呼の里などの直売所で、これらの商品が販売をされています。

現在、それぞれ単品として販売されていますが、消費者に対するメッセージ性が弱い状況であるため、市が音頭を取り、JAみなみ筑後と各加工品グループに呼びかけ、パッケージの試作を始めようとしているところでございます。

各グループの商品リスト一覧を作成し、ターゲットとする消費者層の想定、価格帯の検討を行いながら、みやま市の農産物をみずから加工した商品の組み合わせを検討するとともに、パッケージ制作につきましては専門家に依頼するなど、みやま市のお土産づくりを始めたいと打診しているところであります。

今年度については準備期間と考えており、具体的な事業予算については来年度の当初予算に計上したいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

なお、生鮮農産物の販売は、農協の共販体制が確立されており、県内の農産物は福岡ブランド、または博多ブランドとして統一して販売されておりますので、みやま市独自のブランドとしての販売はなかなか厳しいと考えております。

しかしながら、みやま市ブランドの構築は、議員御指摘のとおり、農業及び商業振興の観

点から大変重要なことだと認識をいたしております。

施策としてブランド商品化委員会の提案をいただいておりますが、委員会の設置に当たっては、他市の状況を調査し、慎重に検討したいと考えております。

最後に、皆様に御報告でございますが、既に御存じの方も多いたは思いますが、先月、長野県で行われました民間団体によるお米の食味分析鑑定コンクールにおいて、市内の2名の農業者が出品された米が、3,900点以上の中から最高位の金賞を受賞されました。

このことは本市にとりまして大変喜ばしいことであり、新たなPR材料が誕生したことを踏まえ、おいしいお米の生産地としても発信していきたいと考えております。

また、野田議員さんが農産物の生産がかつては136億円ぐらいあったのが、現在95億円ぐらいに落ち込んでいるということでもございましたが、まさしく農産物の生産は落ち込んでおります。ただし、農家数も非常に減少いたしておりますので、1戸当たりの農家の所得というのはむしろふえつつあるということでもございます。ただ、私もいつも農協の皆さん方や生産者の皆さん方と一緒に産地をいつも行くわけでもございますが、むしろみやま市の農産物は足りないぐらい、不足しているぐらい、販売に苦労はむしろしないで、もう少し送ってくださというようなことで、もう少し生産をふやすということが私は大事ではないかなと、このように思っているわけでもございます。

また、ブランド化については、全農で、福岡県で大体統一して博多なす、あるいは福岡のブランドを使って販売するということが、全農協力を合わせてやっておりますので、みやま市も新しく誕生し、まだ6年目にしかなりませんので、新しくみやま市のブランドをつくって販売するということが私は非常に魅力的なことだと思っておりますが、なかなかそういった壁もございまして、独自に行うということは十分農協とも話し、あるいは生産者の方とも話し、そういったことで独自のブランドをつくるということも十分今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

最後に、6点ぐらいろいろ御要望を出されましたが、全部お聞きいたしまして、ぜひできることはやるということでもございますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

2番野田力君。

○2番（野田 力君）



本当に西原市長さん初め、市当局の皆さんたちも頑張っていこうという決意が本当に私も受けとめられました。

ただ1つ、私の考え方は、共販体制で、いわゆる博多なすとか、福岡のあまおうとかいうやつをさらにそれを取り乱すようなブランド化ということは全く考えておりません。それはそれでいいと。ただ、加工品にする場合に、加工品の中のイチゴを使った場合、そのときには原材料としては主にみやま市のイチゴですよというやつを明示するようなことで取り計らっていただければと思っております。そうすることによって、あっ、みやま市が生産地だと、そして、みやま市がいろんなところで生産地として頑張っているなということから、なら、生鮮食品を近くのお店でみやまの商品はどうちょうかということを買っていただいたら、さらにいいわけでございます。

それから、西原市長が1戸当たりの農家の方たちが生産性上がっているということで、どうかすれば、品物が足りないということでございますので、これは私も本当にいいことだなと思っておりますので、農家の皆さんにもっと頑張らにやいかんのうということで、私も力及ばずでございますが、声援をかせさせていただきたいなと思っております。本当にありがとうございます。これからもよろしくお願い申し上げまして、そして、最後には、早目に取りかかっていたきたいと。本当に今厳しいわけでございますので、時は急ぐべきだろうと思っております。どうかひとつ大変御多忙と思えますけれども、市当局におかれましては最善策でスピードを持って対応いただきますようお願い申し上げます。

2問目よかですか。

○議長（壇 康夫君）

はい、どうぞ。

○2番（野田 力君）（登壇）

続きまして、2問目の御質問をさせていただきます。

これは災害復旧の貢献者への行政的な計らい、並びに出初め式におきます青少年の参加についてをテーマとさせていただきます。

御承知のとおり、去る7月の九州豪雨災害におきましては、本郷、上庄地区におきまして大変な被害をもたらしましたが、いまだ復旧・復興に向け努力されておりますこと、まことに痛み入り、甚大な被害のすさまじさを感じているところでございます。本当に一日も早く復興されることを心からお祈り申し上げます。

御承知のとおり、災害の復旧に対しましては、西原市長さん初め地元の区長さん、消防団や関係機関、それから、高等学校も駆けつけてきております。そして、遠方にもかかわらず駆けつけていただいたボランティア等の献身的な貢献を賜り、意外と速いスピードで対処できたものと深く感謝を申し上げる次第でございます。

特にその中で、みやま市の消防団におかれましては、現在の消防団員数は702名と聞いております。災害復旧に出動された延べ人員は1,000名を超しておるということです。特に本郷分団員を初め、二十数名か、三十数名かわかりませんが、多くの方が1週間以上も日を費やして、そして、あの炎天下にもかかわらず、懸命に床下の土砂を取り除き、そして、きれいに後片づけまでされております。労力を惜しみなく頑張られたのでございます。消防団の結束力は、みやま市の安全・安心の礎でございますとともに、防災の屋台骨であることを改めて痛感いたしました。

このようなことから、災害復旧に携わっていただいた方には、市民の総意を受けて西原市長さんからその方々に接されるたびに本当に心温まるお礼と感謝の言葉を申し上げられております。多分市長から感謝を受けられた方々は、あのとき頑張ったよかった、また、何かが始まったら貢献をいたそうと思いが生まれたのではないかと推察する次第でございます。熱く燃え上がる決意と力強い復旧行動は人々のきずなをつくって、そして、そのきずなは市民の協力と確固たる協働の輪を生み出すものではないでしょうか。そして、復旧の過程で人々の励ましや貢献などから、私たちは多くの教訓と支え合う互助の精神をしみじみと教え、導きいただいたものでございます。このように形成された大切な互助の精神と人間愛をこれからも風化させずに、次世代にしっかりつなぎ渡していくことが私たちの重要な役割ではないかと考える次第でございます。その際、大切な貢献を形として残し、その形が次世代へのバトン役として、さらには社会の使命感の醸成と人間愛を膨らますように役立てなければならないと思います。

そこで、復旧に大変御苦労されました地元の区長さん、消防団員の皆さん、そして、地元区長さんから御推薦いただいた貢献者に対しまして、市長から市民総意の心を込めた行政的な計らいを行っていただきたいなど。それとともに、形が残るような感謝状を贈呈いただきたく考える次第でございます。どうか西原市長さんからの温かい御所見をお伺いいたします。

次に、消防団の出初め式と青少年の参加につきましてお尋ねいたします。

年始めの防災行事としまして出初め式が、長い歴史と揺るぎのない伝統にのっとり、崇高

なる精神で団員の強い団結のもとに、毅然と規律正しく、毎年整然と行われております。この式典には、消防団の先輩諸氏を初め関係者も御列席され、拝謁しながら、1年の防災に対する心構えを出席者も新たにいたすわけでございます。来年の出初め式は九州北部豪雨災害を乗り越えられた消防団員の各位は、多分例年と異なり、決意を新たに参加、行動されるものと推察いたします。

この出初め式は、申すまでもなく、その年の始めに災害からみやま市民の財産と生命を守る上から、災害がもしも発生すれば消防の精神にのっとり、迅速果敢に対処するために、その覚悟と規律を遵守する決意をあらわす場ではないかと思えます。出初め式の行事内容は人々の財産と命を崇高なる精神と規律正しい行動で守っていくための訓練でありますので、社会生活におきましてももちろんでございます。社会教育や学校の生活を営む関係者からも密接に関連し、学習する意味合いは本当にはかり知れない、有意義で、かつ心打たれる強いものが含まれているものとする次第でございます。

そして、青少年とともに私たちも、「火の始末、君がしなくて誰がする」とか、「消したかな、あなたを守る合い言葉」とかというキャッチフレーズがありますけれども、そういった心を防災の気概をいつも耳の片隅に置きたいものでございます。

ところで、青少年が出初め式と触れ合う機会を与えてやる福岡県内の状況をここで申し上げたいと思っております。ボーイスカウトなどの団体の方が式典に参加し行進されているところが県内には4カ所、それから、式典演奏などの参加が5カ所あります。みやま市におきましては、触れ合う機会がないようでありますので、参加されれば、校内の防災意識の高揚と行動規律からの助け合いなどが習得されるものと考えます。学校から参加されるならば、例えば、中学校のそれぞれの1年生の代表者数名で参加いただき、そして、その成果を持ち帰っていただき、中学校で大いに話し合い、理解を深めていただき、発展的に校内の消防クラブや自主防災組織が誕生すればなど期待をいたすわけでございます。

そこで、出初め式におきます青少年の参加につきまして、教育上からの見解を藤原教育長に御答弁をよろしくお願いいたします。

また、出初め式の主催の責任者であり、特に消防組織の最高トップの地位にあります西原市長におかれましては、出初め式における青少年の受け入れ態勢のいかんなどにつきまして、西原市長から御所見をお伺いいたしたいと思えます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

続きまして、災害復旧の貢献者への行政的な計らいと防災の心構えなる出初め式における青少年の参加についての御質問にお答えをいたします。

まず最初でございますが、今回の北部九州豪雨におきまして、沖端川が決壊をいたしました。そしてまた、柳川地区では堤防が六合のあたりが決壊をいたしました。その堤防の修復、あるいは復旧について、いち早く国土交通省の連絡よりもっと早く、おやめになったので、ここでお名前を申し上げても差し支えないと思いますが、前衆議院議員の古賀誠先生から、沖端川に95億円の復旧の予算がつきましたと、そして、矢部川の復旧、修復に100億円の予算をつけましたと、5年で全て強固な堤防にしますと、絶対安心なまちづくりになりますからという力強い御連絡をいただきまして、私も大変感心し、また、うれしく思ったところでございます。

また、見舞金でございますが、県の見舞金が床上浸水には10千円でございます。そのときに総務委員会がお見えになりました、みやま市に。委員長さん並びに総務部長もお見えになりましたので、私から10千円では余りにも少な過ぎますよと、こう申し上げまして、何とか増額をしてほしいということをお願いしたら、地元出身の県議会議員さんも力をいただきまして、30千円に増額をしていただきました。みやま市といたしましても床上浸水には100千円の見舞金を出すようにいたしました。また、義援金も県から25,000千円ぐらいもらいましたし、市独自も恐らく15,000千円ぐらいはいただいておりますので、金額ははっきりまだわかりませんが、まだ今も来ておりますので、40,000千円から50,000千円に合わせたらなるのでは——50,000千円になるということでございますので、義援金配分検討委員会というのを立ち上げまして、区长さん、民生委員さん、農協長さん、商工会長さん、数名で適正な配分をしてほしいということで、恐らく1軒、床上浸水には義援金だけでも三十数万円、400千円近く1軒当たり行くのではないかと、このように思っておるところでございます。

では、まず、野田議員さんの御質問にお答えいたしたいと思います。

被災地の復興に当たり、消防団などの貢献者に対し、市民総意としての謝辞などの計らいについてでございますが、こちらは私のほうから御回答させていただきます。

7月に発生いたしました九州北部豪雨におきましては、本市のみならず各地域におきまして多大な被害をもたらしましたのであります。この場をおかりいたしまして、改めて被災さ

れました皆様方にお見舞いを申し上げます。

特に本郷地区においては、沖端川の堤防決壊に伴い、その被害は甚大なるものでございました。

この被害を受け、災害復旧活動の長期化は必至であり、本市としては何とか早期の生活環境の復旧を目的に、みやま市消防団へ復旧活動協力を要請いたしましたところ快く受けいただき、早期復旧に御尽力をさせていただきました。

本郷1区と本郷2区の被害世帯合わせて196世帯のうち、約4割に及ぶ80世帯を超える敷地内の堆積汚泥土や床下堆積土の除去活動により、本郷地区の九州北部豪雨による被災からの生活環境の早期復旧への貢献度は非常に高く評価されるものであります。

本市といたしましては、この献身的な活動に対しまして深く感謝し、功績をたたえることを目的に、消防団並びに地元行政区長など御尽力をいただきました方に感謝状の贈呈を検討させていただきます。

この表彰の時期といたしましては、毎年、消防功労者の表彰をいたします新年の出初め式での表彰が適当ではないかと現在感じているところでございます。

繰り返しますが、復旧に当たりまして、消防団員の皆様のみならず、地元区長様を初め、関係各位、また、多くのボランティアの皆様方の御協力、お力添えをいただき、早期に対処できましたことに市民を代表いたしまして、心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

以下は教育長が答弁をいたします。

**○議長（壇 康夫君）**

藤原教育長。

**○教育長（藤原喜雄君）（登壇）**

次に、出初め式における市内の中学1年生の参加を促してもらいたいという趣旨のことにつきまして、こちらは私のほうから御回答させていただきます。

出初め式の参加団体につきましては、合併前の旧町では幼年消防クラブ、中学校ブラスバンド、女性防火クラブ等の参加があったようでございますが、現在は女性防火クラブを除き、他の団体は参加されていない状況でございます。

また、福岡県下の市町村では、出初め式に参加している団体といたしましては、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、中学校、高校のブラスバンド、女性防火クラブ等がございます。

議員お尋ねの市内中学1年生の出初め式への参加についての質問でございますが、消防団員は、議員おっしゃるとおり、市民の生命、身体及び財産を守るため、崇高な精神で消防活動に取り組まれており、また、出初め式における消防団員の規律正しい訓練や行進等の姿を中学生が見ることは、規範意識や防災意識の涵養のため、極めて有意義なことであると考えております。

今後、各中学校にさまざまな形で私どものほうから働きかけをしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（壇 康夫君）**

2番野田力君。

**○2番（野田 力君）**

災害復旧の貢献者に対する行政的な計らいということで、やはり形に残るような感謝状ということで市長も前向きに実施されるようでございますので、本当にありがたいなと思っております。

そのほか、いわゆる消防団員の本当に御苦労された報酬といいますか、謝礼といいますかね、そこいらを1週間も10日も頑張っている方に対しては、やはり行政的な計らいが必要じゃないかなと思っております。特にそれについては、消防団の活動推進費については毎年それなりに予算化されていますけれども、それは平常時の対応だろうと思っております。やはりこういった何十年に一回しか起きない災害に対して、本当に自分の仕事をなげうって頑張っている方には、まあお金で解決じゃなくてという気持ちじゃありません、あくまで何らかの形をしてもらいたいなど。特に市民の皆さんは、言いにくいですが、職員の皆さんにはちゃんと時間外の手当が配慮されているにもかかわらず、消防団員の方も実は特別職員なんですよ、職員なんですよ。だから、まあ十二分ではないかと思っておりますけれども、そこいらは心、気持ちとして、団員の方は多分俺たちは献身的だよということかもしれませんけれども、今回については何らかの行政的な計らいをすることによって、また、一層の気概が力強くまた生まれてくるものかと思っております。どうかそこいらをもう一度市当局のほうから考えがあれば、それをある程度議員の皆さんもそう多分思うてあると思います。やはり議会から要請という気持ちもあると思いますので、どうかひとつ御配慮をお願いすることをちょっと御説明いただきたいなと思うとります。

○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

では、私のほうから御報告申し上げます。

議員御指摘のとおり、今回の水害対応につきましては、消防団の力なくしては復旧がままならなかったということは、我々としては十分認識をしているところでございます。通常、今回につきましては出動手当ということで予算は計上は年間しているんですが、それとは別に消防団員1人の方に対して出動手当を3,300円お支払いしたいと考えているところでございます。延べ団員さんは700名でございますが、1人の方が2日にわたり、3日にわたり出動されている方がいらっしゃるところでございます。そこで、1,700名の方に3,300円の出動手当を災害復旧費という形の中からお礼を申し上げたいと、そのように考えているところでございますので、御理解をいただければと思っております。

○議長（壇 康夫君）

2番野田力君。

○2番（野田 力君）

本当にそういった予算措置が既定の予算の中でされるということでございますので、私は補正予算でそういった計らいが出てくるかなとちょっといつも注意しておりましたんですけども、ないものですから、何とかならんのかなということで行政的な計らいということでお願いしたわけでございますが、既定予算の中で運用できるということでございますので、どうかそれもスピード感を持って、そして、心を添えて、これは市民皆様の総意でございますから、ひとつ気持ちよくお届けいただきたいと思っております。議会も議員皆さんみんな同じ気持ちだろうと思っております。よろしく願い申し上げます。

これで終わります。

○議長（壇 康夫君）

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

続きまして、7番坂田仁君、一般質問を行ってください。

### ○7番（坂田 仁君）（登壇）

7番議員の坂田です。議長のお許しをいただきましたので、7番議員坂田が通告に従いまして、きょうは西原市長の政治姿勢について質問をいたします。

その前に、私が再選され、今日まで個人的事情と私なりのある考えがありまして、この1年半は一般質問を差し控えておりました。しかし、最近の西原市長の言動に対して、きょうは率直な気持ちでお尋ねいたします。

それでは、私がみやま市議会議員に当選させていただいて、5年半が過ぎようとしております。長いようで短いような複雑な心境であります。というのも、選挙で選ばれた人たちの言動、行動が私の想像とは余りにもかけ離れているからであります。ねたむ、ひがむ、恨む、憎む、そういう気持ちを持っている人たちが君臨しており、同じ気持ちの人たちがそれを取り囲む、これは国政にしても地方政治にしても、しかりであります。

私は、市議会議員に当選させていただいた当初は西原市長を支えてきました。なぜならば、西原市長の県議会議員時代の実績を高く評価したからであります。才能は私物化してはならないという言葉があります。才能は天から与えられたものだから、公のために使うべきで私事のために使ってならないということだそうです。つまり西原市長なら、私利私欲を捨て身をなげうってでも、その才能を市のため、市民のために使ってくれるものと信じていたからであります。

しかし、私が議員になって2年目を過ぎたころから、次第に西原市長の軽はずみな言動、軽率な行動、横暴な態度が目につくようになりました。近年に至っては、日増しにエスカレートするばかりで少しの反省も見られないことから、きょうはみやま市のため、また、今後のために西原市長の政治姿勢に対し、苦言と提言を申し上げることにしました。

さて、西原市長は、反対意見を述べると、誰々議員は何でも反対すると周囲の人たちに言っておられるようですが、私が言うまでもなく、私たち議員は、納得できないことに対しては納得いくまで徹底的に追及するのが議員としての務めであります。物事の本質をしっかりと見きわめた上で議論をし、話し合いを重ねて方向性を決めるのが民主主義社会の基本であります。つまり、議会制民主主義の基本中の基本であります。

そこで、きょうは西原市長にこの場をかりて、はっきり申し上げておきます。私が議員になって今日まで執行部から毎回提案される議案に対しましては、少なくとも99%は賛成いた



しております。坂田議員は反対ばかりしていると言われていたようですが、まことに心外であります。

御存じのとおり、地方議会は二元代表制です。議会と市長はどちらも直接住民から選挙される対等の立場にあります。お互いが尊重し合い、協調し合い、また、牽制し合うという存在です。つまり市長と議員は、緊張感のある関係であることが健全な議会のあり方だと私は思っております。

一部の議員の中には、市長と仲よくするのが議員だと勘違いしておられる方もいるようですが、そんな考え方では議員としての役目は果たすことはできません。長年、県議会議員を務められた市長さんですから、そのことはおわかりだと思いますが、いかがでしょうか。

もちろん何でも反対すればよいということではありません。あくまでも納得できない提案に対してだけあります。私たち議員は支持者への説明を果たさなければならないから、当然のことです。特に近年、西原市長が一般常識では考えられない行動を繰り返していることに対しては、市民も疑問の念を抱いておられるようです。こうした現状に、みやま市は、この民主主義社会の上に立った公明正大な運営が果たしてなされているのか、甚だ疑問であります。

さて、本題に入ります。

今、市民の最大の関心事は、高田支所用地に従うヨコクラ病院の移転問題であります。

御承知のとおり、現代社会のキーワードは、医療、福祉、それにエコと環境です。この3つは、これから社会生活を営む上でとても大切なことでもあります。日本だけでなく、全世界共通の課題でもあります。問題なのは、この医療と福祉、そしてエコと環境のうち1つでも掲げると、例えばですよ、水戸黄門の印籠ではありませんが、全てまかり通るような世の中になりつつあるということでもあります。私は、さきのヨコクラ病院への2億円の助成について、市長は地域医療充実のためにと何回も強調されていたことに対し、その思いを一層強めた次第であります。

西原市長は、今までヨコクラ病院に関しましては一貫して寛大な思いやりと親切あふれる心遣いをもって対応されてきました。このことは皆さん御承知のとおりであります。これは、ひとえに西原市長の人柄だと思えば、私個人的には感動すら覚えるところでもあります。しかし、議員としては、このような市長の手法には到底賛同できるものではありません。なぜならば、さきのヨコクラ病院に対する2億円の補助金について、旧3町で行われた説明会での

言動には全く整合性が見られないからであります。

そこでお伺いしますが、さきの6月議会の一般質問の中で、旧高田支所の解体が余りにも高過ぎるとの指摘について、田中信之議員への西原市長の答弁は、解体費は中央用地対策連絡協議会監修の非木造建物調査積算要領などに基づいて積算しているから問題はないとのことでした。まことにもってお役所的答弁の見本の中の見本としか言わざるを得ません。

それから、9月議会で再度田中議員から解体に関する質問が出たとき、市長はむっとした表情で、ヨコクラ病院は民間ですから、市が関与する問題ではないと切って捨てられました。果たしてそうでしょうか。この件については、市長の提案で、ヨコクラ病院には2億円の補助金、つまり公的資金が投入されます以上、民間病院だから私は関与しませんでは済まされません。提案者として説明する義務と責任があると思います。これを肝に銘じて真摯な答弁をお願いします。

この件について、旧3町での説明会の折、高田庁舎解体費の明細書を配布され、丁寧に説明されたそうですが、民間病院だから関与しないとっておきながら、深く関与されている証拠だと思います。だから、整合性がない、これだから、市長の言動は、私は信用できないのであります。

そこで素朴な質問で恐縮ですが、2億円の補助金について、旧3町での説明会を開かれたとき、旧庁舎の解体費177,000千円の明細書をどうして配布される必要があったのか。もし民間病院だから関与しないと思っておられるなら、このような解体明細書を配布する必要もないし、また丁寧に説明する必要もなかったと思いますが、いかがでしょうか。

そこで、この解体については、九州で一番大きいと言われている会社に旧高田支所の解体見積もりを正式に私お願いしました。その結果、87,700千円でできるとの回答でした。先に申し上げましたが、市長は、ヨコクラ病院については、一貫して財政面で心配され、思いやりと親切心をもって2億円の補助金を市議会に提案されました。それも拙速に、しかも強引に市議会で採決されました。このことは皆さんも御承知のとおりであります。

そこで、参考までに西原市長の現在のお気持ちをお尋ねします。これは、決まったものをひっくり返すつもりはございません。ただ、現在の市長の心境をお尋ねするわけです。

旧高田支所の解体が87,700千円でできるのに、177,000千円もかけて解体するような財政に余裕のある病院に2億円という大金を投入する必要があるのか、それに対する西原市長の見解をいま一度お尋ねします。

これは、私が質問するために原稿に書いたから、こういう文章になっておりますが、私が支持者の方から聞かれたとおり再現します。

こんなことを言われました。「ちょっと議員さん、あんたに聞きたいことがあるばってん、よかかん」と言われましたので、「どうぞ」と言ったらですね、「この間、ヨコクラ病院の解体は、市長さんの話では177,000千円もかかっちゃよってばってん、言わっしゃたげなばってん、俺がある知り合いに聞いてみたら、何の半分でできるげなばん。そいば177,000千円も払うごと銭のあつとこに、どうして2億円もやらやんとかん。あんたどんな議員ばしとんなら、まちっとしっかりせんとでけんばん」と言われました。本当にこれは一般の有権者にとっては素朴な質問だと思い、私は即答できませんでした。

西原市長、今でもあなたはヨコクラ病院に対しての思いやりと親切心がおありならば、私は責任を持って、この私が見積もりを依頼した会社を紹介します。西原市長も、この際、ヨコクラ病院にこの会社の仲介をされてはいかがですか。きっとヨコクラ病院は西原市長の心遣いに感謝されると思います。

そこで、ちょっと余談になりますが、さきの国連総会で、中国に対する日本代表の演説の中の一説に非常に感銘を受けた言葉があります。その内容は、中国政府の挑発的な尖閣諸島への対応に対する戒めの言葉だったと思います。この文言は、市長を初め、私たち議員も受けとめるべき言葉だと思いますので、改めて御紹介します。

それは、こう言われました。みずからの主義主張を一方的な力や威嚇を用いて実現しようという試みは、決して受け入れることはできないという言葉であります。私も全くもって同感であります。

そこでお伺いしますが、昨年、ヨコクラ病院移転の問題について、この言葉に類似するような出来事がありました。市長は思い当たることはございませんか。まあ済んだことでもありますので、これ以上申し上げませんが、今後このような政治手法はとられないようお願い申し上げます。

そこで、きょうは遠慮なく苦言を言わせてもらいましたが、決して悪意で言っているのではありません。昭和13年生まれの友達として、あなたには2期目を大過なく過ぎし有終の美を飾っていただきたいとの思いから、あえて苦言を言わせてもらいました。

そこで、もう一言二言。あれは1期目の終わりごろだったと思いますが、私と貴殿の仲がぎくしゃくしていたのを見かねた当時の浅山議員の計らいで、3人で駅前の正龍館で食事を

したことがありましたね、覚えておられますか。あの日ですね、私が浅山君を迎えに行き正龍館に行く途中、浅山君が「坂田君、親しゃんも一生懸命やっているから、いろいろ文句は言ってくれるなよ」と頼まれました。市長、あなたは幸せな人ですね、こんなに優しい友達がいる。

ただ、私は、性格として、間違っていることは間違っていると正直に話すのもまた違った優しさだと思っております。友達なら、なおさらのことです。あれからきょうまで、あなたの言動にはただただ驚くばかりで、苦言を呈する人は遠ざけ耳ざわりのいいことばかりを言う人を重要視するという典型的な側近政治に染まってしまわれました。権力者のあなたの選択ですから、要らぬお世話だと言われればそれまでです。

しかし、近隣の自治体にも、過去にこのような事例がありました。私が知っている限り、側近政治は弊害はあっても長続きしたことはありません。西原市長、あなたは現在、庁舎の中で副市長を筆頭に、所管の部長、課長、それから一般の職員さんを含め、あなたの言動に対して、自分の役職を賭してでも、あなたに換言できる方がおられますか。以前は、二、三名おられましたが、現在は全くおられないと伺っております。

また、行政以外でもそんな話を耳にします。以前、県議会議員時代にあなたを親身になって支えてこられた方々、さらには親戚筋の方でさえ、「親さんに少しでも嫌なことを言うと、すぐ顔ば真っ赤にして腹かかっしやるけん何も言われん」と、「もう言わんがいっちゃんよかばんも」と、こう言われました。

私が思うに、悲しいかな、あなたは裸の王様になりつつあるように見えます。あなたに対し、おべんちゃらを言ってすり寄ってくる人たちは、あなたが苦境に立った途端、手のひらを返すように離れていく人たちであろうという事例はたくさんあります。

現在、言うまでもなく、あなたは4万2,000市民の頂点にあります。常に自負しておられるように学生時代から秀才で頭がよく学歴もあり、政治経験も豊富なあなたに対し、学歴も政治経験も少ない私ですが、少なくとも一般常識と人としての良識は幸い持ち合わせております。そこで、友達として最後に声を大にして、いま一度あなたに換言いたします。決してあなたには、これ以上の側近政治を続け、裸の王様にだけはなってもらいたくありません。ですから、あえてきょうは公の場で進言させてもらうことにしました。学歴優秀で先を読む先見性、優れた洞察力、そして立派な政治手腕を持つあなたなら、必ずわかっていただけのもので信じております。

終わります。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

坂田議員さんの御質問にお答えいたしたいと思います。

まず、私に対する忠告といいますか、非常にありがたい忠告をいただきまして、大変うれしく思います。ありがとうございます。

ただ、側近政治と言われましたけれど、私は、庁内の人事につきましては、ほとんど私が人事をすることはございません。副市長と話し合いまして、あるいは教育長と話し合いまして、どなたを部長にするのが一番いいだろうかということで4月に行います人事異動で部長を決め、そして、課長までは私が関与して、誰がいいだろうかということ、また新しく部長になられた方と打ち合わせをいたしましてやるわけございまして、それですうっと1年間は続けるわけございしますので、私、必ずしも私の側近を選ぶわけじゃございませんし、また議員の皆さんに、私がどうせろ、こうせろと言うようなこともできません。ただ、議員さんは私のところにいろいろお見えになって、いろいろお話をされる方がたくさんいらっしゃいます。そういう方で私が権力者ということになれば非常に心外でございますし、議員さんみずからですね、お見えになっていろいろ私に忠告したり、あるいは私にいろいろ言われる、こうしてくれ、ああしてくれと言われますので、私はそれに基づいて各部課に、部長あるいは課長に、この議員さんからこういうお話があっているから対応したらどうだろうかというようなことで、全くそういった裸の王様になるようなことを私はやっていないと思います。まあ、もしそういうことで誤解を与えるようであれば、今後十分注意をいたしまして、そのような誤解がないように、皆さんに公平に私はやりたいと思いますので、坂田議員さんにおかれましても、あるいは私のところに余りお見えにならない議員さんでも、どんどん私のところに来て、いろいろな御忠言、御忠告、あるいは御提言をいただきますように、いつでも私は門戸を開いておりますので、どうぞひとつお見えいただきますようお願いをいたしたいと思います。

では、坂田議員さんの市長の政治姿勢についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のヨコクラ病院への助成についてでございますが、ヨコクラ病院への助成につきましては、昨年9月議会におきまして、病院施設開設準備経費補助金2億円を含む補正

予算を提案し、賛成多数で可決いただいたことを契機として、市でも協議、検討を進め、まいピア高田の一角に新高田支所を建設し、12月3日にその開所式も終えたところでございます。

この問題につきましては、当初からさまざまな御意見をいただいていた経過がありますので、途中の協議経過も含め、できるだけ詳細に報告をしてきたつもりではありますが、今回、現在の心境について御質問を受けましたことを機に、改めて補助金交付の背景と意義について御説明を申し上げます。

皆様御承知のとおり、本市では急速に高齢化が進んでおり、ことし10月1日現在の高齢化率は30.6%であり、平成32年度には37.5%に達すると予測されています。

このような超高齢化社会の到来に伴い、入院治療を必要とする重篤な患者は、今後ますます増加することが予想されます。

また、本市の救急出動は年々増加し、昨年度は1,682件の出動件数となっています。

現在のヨコクラ病院は、昭和38年に建設されて以降、3回にわたり増改築を重ねており、耐震構造となっていない部分もあるようです。また、同院施設の老朽化と狭隘化は深刻な状態にあり、これまで行ってきた質の高い医療サービスの維持や救急患者の受け入れは限界に達してきており、一刻も早い新病院建設が必要な状態にあることから、国の耐震化補助金447,000千円を受けて病院の移転新築計画がございました。

この耐震化補助金は、国が指定した救命救急センターや地域の中核病院である二次救急病院等の耐震化整備を目的としたものであります。ちなみに、国からの耐震化補助金は、ヨコクラ病院が国から二次救急病院として指定認可されているから受けられる補助金であり、一般の開業医が受けられる制度ではございません。しかしながら、この耐震化補助金を受けるには、病床数を20床削減することが条件になっております。

ヨコクラ病院の病床は、高い稼働率で推移いたしており、万一病床数を削減することになれば、本来、入院治療を必要とする人が入院できない、また救急搬送患者の収容ができないといった事態が発生することとなり、市民の安全・安心が福祉のまちづくりに大きな障害になるものと考えます。

一方で、公立病院を運営する近隣自治体では、毎年、市が赤字補填をしているのが実情であり、各市とも公立病院の運営による赤字補填が市の財政を圧迫しているのが現状です。

また、地方においては、医師不足の深刻化や救急医療体制の破綻、医療機関の経営悪化に

より、地域住民が十分な医療を受けられない事態が生じるなど、地域医療が崩壊の危機に直面している例もあります。

このように、各地方自治体は、公立病院の建設やその運営により発生する赤字の補填、民間病院の誘致などにより、地域医療を守ろうと必死に努力しておりますが、多額の財政支出を伴うことから自治体の財政悪化を招くなど、非常に苦慮いたしているのが実情であります。

その点、みやま市には、幸い民間のヨコクラ病院が存在しており、本来公立病院が担うべき救急医療を同院が果たしておられます。そのため、本市は、公立病院を抱える他の自治体のように病院の設備投資や赤字補填など、多額の財政負担がないわけでございます。

このようなことから、市としては、ヨコクラ病院にはベッド数を維持していただくとともに、新病院建設により救急受け入れ態勢のさらなる強化、先端医療機器の導入等による医療機能の充実を図っていただきたいとの強い思いから、同院には耐震化補助金を辞退していただくかわりに、市から耐震化補助金の2分の1弱に当たる2億円を補助したいということで提案し、可決をいただいたところでございます。

そこで、現在の心境ですが、既に新支所も完成し、めでたく開所式も終えたところでございますので、今議会に提案をいたしております高田支所用地の売却議案が円滑に可決され、早急に新ヨコクラ病院の建設による地域医療の一層の充実が図られることを心から期待しているところでございます。

次に、2点目の高田支所の解体についてでございますが、6月議会の一般質問でも回答いたしていますが、福岡県の財産活用課に問い合わせましたところ、普通財産売却においては、更地にして売却することが基本であるが、建物が残存したままの売却も行っているとのこと、問題なく進めているとのことでした。したがいまして、支所の解体はヨコクラ病院で行っていただくこととなっております。

また、ヨコクラ病院が高額で解体されることを容認するのかとの御質問でございますが、この件につきましては、ヨコクラ病院さんが解体するもので、みやま市としては、その費用については関知するものではございません。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

7番坂田仁君。

○7番（坂田 仁君）

今、御丁寧に御説明いただきましたので、大体大筋はわかります。しかし、一言だけ、もう長くは申し上げません。

一言だけちょっとお尋ねしますが、まず最初の件でございますが、2億円の助成については、これは平成39年9月議会に成立しておりますが、この2億円の助成は、今回の支所の売却のほうに値引きという形で実行されると伺っておりますが、そのとおりでしょうか。

（「恐れ入りますが」と呼ぶ者あり）

○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

恐れ入りますけど、もう一度、御質問をお願いいたします。

○7番（坂田 仁君）

2億円の助成については、平成39年9月議会に可決成立しておりますね。

○議長（壇 康夫君）

平成19年ですね。（「いや、19年じゃなかろう」と呼ぶ者あり）

○7番（坂田 仁君）

平成19年じゃなかよ。

○議長（壇 康夫君）

ああ、平成19年じゃない。

○7番（坂田 仁君）

去年よ。去年やろう。

○議長（壇 康夫君）

3年ですね、平成23年。

○7番（坂田 仁君）

ああ、平成23年。俺、平成23年ち言わんじやったかね。その2億円の助成は、今回の売却の折に、値引きとして実行されるわけですか。

○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

それは、相殺することなく、いただくものはいただいて、助成するやつについては助成と



いう形で、きちんとした会計処理をしたいと思っています。

○議長（壇 康夫君）

7番坂田仁君。

○7番（坂田 仁君）

私は、値引きという形で処理されるらしいと聞いたものですから、改めて聞いたわけ  
です。

それじゃ、もう1つ。それでは、このあれは、今申し上げましたように23年の9月議会で  
採決されましたが、私たちは、この審議未了につき、これはまだですね、市民への説明が不  
十分で市民に理解を得る努力が必要であるということで、同僚議員数名と修正動議を提出し  
ました。残念ながら否決されましたが、その後、直ちに賛否を問われたものですから仕方な  
く2億円の助成には反対せざるを得ませんでした。可決後、1年以上時間があるにもかかわらず、  
どうして拙速に採決する必要があったのか、今後のこともありますので、いま一度市  
長の御意見を、お考えをお聞きいたします。

○議長（壇 康夫君）

坂田議員、済みません。今の去年の9月の採決にすることに対しては、質問を取り消させ  
ていただきますので。（「いや、それについて反対と言いつとじゃないよ」と呼ぶ者あ  
り）いえいえ、反対とかじゃなくて、そのときの経過はもうなしにさせていただきたいと思  
います。

○7番（坂田 仁君）

はい。それじゃ、わかりました。

それじゃ、次に進みます。福岡県の財産活用課によりますと、一般的には、建物は更地に  
して売却するのが基本だとしていますが、なぜ高田支所の建物を存在したまま売却されるの  
か、お伺いします。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

解体すれば、解体費用を市で持たなければなりません。そして解体しなくて、そのまま売  
却すれば、市の建物の価値が約91,000千円ありますので、それをヨコクラ病院からいただ  
けるわけです。うちで解体すれば、その91,000千円もいただけない。その上に、今、坂田先生

がおっしゃったように、解体費が幾ら要るかわかりませんが、85,000千円から大体150,000千円ぐらいアスベストが入っていますので要るだろうという検査契約課の試算でございましたので、そうすれば、まず、庁舎の費用91,000千円ですね、価値が。それがまず全くゼロになるということ。そして、また解体費が一億数千万円要ると。そうすれば2億ばかりのこちらの負担になると。むしろヨコクラ病院のほうで買っていただいたほうが、そのまま買っていただいたほうが、解体費も要らないし、そして、しかも庁舎を、91,000千円であの庁舎を買っていただくということですから、非常に市としては有利な事情ではないかと、やり方ではないかと、私はこのように思いましたので、非常にヨコクラ病院のほうには、私はどちらかというとお願ひし、無理をしてしていただいたという感触を今でも私個人としては持っているわけでございます。

○議長（壇 康夫君）

7番坂田仁君。

○7番（坂田 仁君）

それは市町村の考えで、これは普通ああいう土地建物を売買する場合は、うちのほうから買ってくれて頼まれたんですか。向こうから譲ってくれと言われたんでしょう。だったら、普通の場合は、土地と建物そういうものの全部を、解体費からそういうものを残存価格をひくくめた上で売買しておりますよ。あなたが言うたのは、こういうことをすると、市で持たにゃいかんち、そういうことはないです。それをひくくめて売買するわけですから。

それで、私は、どうも納得のいかんところが、そこです。普通、例えば、私なら私の家を売買、隣の人が欲しいというから売買する場合は、現在使いよる家ば売買する場合は、土地代に含めて建物とそのほかの費用を全部含めて売買するのが常識ですよ、これは。もらわれんということはありません。うちのほうから買ってくれ、向こうが要らんとするば、ぜひ買ってくれち言うなら市長が言われるごとそうだと思いますが、向こうから現在まだ仕事しよる建物を譲ってくれと言われたんですから、それは当然じゃなかですか。それで、そういうことをきちんとですね、私が言いたいのは、これは、市長さんには申しわけないけれども、役所のルールというのがあるはずで。役所のルールならルールにのっとって、ちゃんと所管の部課長さんもおられることですから、そういう方々ときちんと話し合っ、前、松尾議員がやめられる前に指摘されたように、やっぱり部課長さんと話し合っ、きちんとそういう方たちと一緒に公明正大にこの交渉をされれば、私は少なくとも90%以上、市長が思っ

おられるように落ちつくところに落ちついていたと思いますよ。

ところが、残念ながらこういうことをいろいろ、理由は市長さんのほうにはありましようが、一般常識で考えて当たり前のことばされんから、こういう問題が生じるんだと思います。それで確かに、一般的には建物を売却するのは基本としていますが、この基本を崩すと、それは必ずしもそうせろということじゃないはずですよ。ところが基本が崩れますとね、何でもこういうふうにもめてきます。例えば悪いですが、山川の学校問題でも変わりません。答申の基本を崩されたから今みたいにながちゃがちゃになるわけでしょう。

それで私は、この役所というのは基本に基づいて物事を進めてあるわけですから、やっぱり基本どおりに、できることなら基本どおりにやられたほうがいいと思いますよ。そうじゃなかなら、一般の個人の人たちが、自分の考え方で基本を崩して、うんにゃ、俺はこげんしたかかってされたなら役所は立ち行かんごとなりますよ。あなたは、その市長さんでしょうが。それで、やっぱり基本は基本として、役所のルールはきちんと守ってできる限りはそういう形で処置されたが私はいいと思いますので、これだけは進言しておきます。

**○議長（壇 康夫君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）**

あなたのおっしゃるように、全部そうしていますよ。部課長とよく話し合い、しかもですね、庁舎も売却しました、解体も向こうでもらいますので、うちではせずに、向こうで解体費用も全部請求したのと同じです。それと、庁舎も販売しました。移転費ももらいました。立竹木費も伐採費も半額いただきました。立竹木は向こうでされるわけです。それで測量も向こうでされるわけです。全部、全て必要な経費はヨコクラ病院のほうで持っていています。しかも、内部では、十分部課長と話しまして、一つも基本的なルールに背いたことはないということです。

それで、解体費はですね、170,000千円ということ出ましたので、こんなに高かったら、うちではもうされんからヨコクラ病院のほうに持ってもらおうと。これは、ヨコクラ病院さんが170,000千円でされるのか、あるいは1億円でされるのか、あなたがおっしゃったように80,000千円でされるのか、これはヨコクラ病院でされることですから、私たちがいろいろ関知することではないと思います。

ただ、そういった見積もりが出ましたので、解体はヨコクラさんでしてくださいというこ

とを私はお願いしたわけでございまして、全てルールに従ってやったことは十分御理解をいただきたいと思います。何一つヨコクラ病院にそういったことで便宜を図った覚えは全くございません。

○議長（壇 康夫君）

7 番坂田仁君。

○7 番（坂田 仁君）

あのですね、私は、もうこういうことでまちまちま言いたくありません。ですが、あなたは役所の所管の方と話し合ったと言ってありますが、これはもう済んだことですから私はこういうことを言いたくありませんけれども、所管の——うちの厚生常任委員会に陳情書が出たときに、所管の部長さん、課長さん、出てこられんじやっただですよ。どうしてですかと聞いたら、私たちは何も聞かされていませんから答弁のしようがございませんと。それでもぜひどなたか出てこいということで要請しましたから、松尾部長が出てこられて、そして、副市長と2人で対応されました。答弁は副市長さんだけされました。

それで、話し合っているとおっしゃいますが、こういうのはやっぱり所管があるものですから、所管の方にきちんと話されて所管の方も、うちが厚生委員会するときに、今までに所管の部長さん、課長さんが出席されんやっただとは初めてですよ。だから私は言っているわけです。

それで、私は、この……（「所管じゃないんですよ」と呼ぶ者あり）ないですか。（「総務部長なんですよ」と呼ぶ者あり）そんなら、総務でんよかやなかですか。総務部長さんは後で呼びに行って、来られたですね。（「だから、彼は……」と呼ぶ者あり）

○議長（壇 康夫君）

済みません。私語はやめていただいて、やり取りをお願いいたします。済みません。ちょっと7番議員をお願いいたします。先ほどもありましたように、昨年の内容には余り質問の内容としてはふさわしくありませんので、よろしく申し上げます。

○7 番（坂田 仁君）

それでは、もうこういうことをぐだぐだぐだ言っても仕方がございませんから、これで質問は打ち切ります。ただし、今後はきちんとした形で質問をさせていただきますから、そのつもりでひとつお願いします。

それじゃ、これで終わります。

○議長（壇 康夫君）

それでは、これで暫時休憩いたします。午後の再開は午後1時半を予定したいと思いますので、よろしく願いいたします。

午後0時05分 休憩

午後1時33分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて引き続き一般質問を再開していきます。

続きまして、17番牛嶋利三君、一般質問をお願いします。

○17番（牛嶋利三君）（登壇）

皆さんこんにちは。午後の昼食後ということで、睡魔の襲う時間だと思いますけれども、私は通告をしておりました山川東部、南部、そして、飯江、竹海の4校統合小学校建設に伴う進捗状況についてというようなことでお尋ねをいたします。

本来であれば、私は総務文教常任委員会に所属しておりますので、そういった関係で委員会の開催をされる中でお尋ねをするというようなことは通常でございますけれども、現在、用地交渉等々地権者の方々の感情に対する配慮、あるいは時間の必要性等を考慮しながら、きょうのこの一般質問に至ったという経緯でございますので、そこもとどうぞ御理解いただきながら、御答弁いただきたいというふうに思っております。

私は、まずさきの議会において、用地取得にかかわるこの議決がなされてから12月いっぱい、今月いっぱいまでの時間も残り少なくなっております。したがって、今までの用地の取得に向けた交渉、あるいはその経過や進捗状況、そしてまた、今後の取り組みについて、この後通告をしておりますので、教育長のほうから詳しく説明いただくものだというふうに確信をしておるところでございます。

また、現在示されておりますこの計画地内での平面図を見させていただきますと、プールの建設、ちょっとこのスペースが、この計画地内でとれるのかなというふうな不安が残るわけでございます。現時点での計画で全てを含めた、この建物の配置も含めた内容を聞かせていただきたいというふうに思います。

それから、2点目の駐車場用地の確保についてというようなことで通告をさせていただいておりますが、今、特に田舎に行けば行くほど1人1台車を使用する、まさに車社会生活と言っても決して過言ではございませんけれども、そのような今、現地計画地において、駐車

場の確保ができない、そのように思われます。

本市では、旧町ごとに高田、山川、そしてまた瀬高、大きな一大イベントが開催をされております。私の住む山川町におきましても、いきいき健康・福祉フェスタ、そしてまた平家まつりなどと大きなイベントが開催をされておるところでございます。その場合、市内外から訪れていただく来場者は、今現在の4校統合小学校建設計画をしてある、俗に言うこの山川市民センターの裏になる、駐車場として使っておりますけれども、山川市民センターあるいは山川体育館、そして、みやま市の市役所、山川支所でございます。それから、元気館、あるいはこの商工会、そしてまた、JAみなみ筑後の山川支所のそれぞれの駐車場を利用させていただいております。それでも、なおかつ御不便をかけておるといような現状でございます。したがいまして、プール建設、あるいは駐車場確保、そうした部分の対応をお聞かせいただきたいと、このように思っております。よろしく願いいたします。

**○議長（壇 康夫君）**

藤原教育長。

**○教育長（藤原喜雄君）（登壇）**

牛嶋議員の4校統合小学校建設に伴う進捗状況についての御質問でございますが、土地の買収の進捗状況につきましては全員協議会でお答えしたとおりでございます。粛々と進めさせていただいております。

そこで、具体的に、まず1点目のプールの建設計画地についてでございます。

御承知と思っておりますけれども、統合小学校の建設用地につきましては、全てを確保しますと全体で約1万5,000平方メートルの校地面積となります。体育館につきましては、山川体育センターを転用することとしておりまして、残りの用地に2階建て——一部は3階建てでございますが——の校舎を、それから、150メートルトラックの運動場、7コース25メートルの屋外プールを設置する予定でございます。

現在、用地交渉を行っているところでありまして、まだ、基本設計をする段階には至っておりませんので、どの建物をどのように配置するかは決定しておりませんが、屋外プールの設置が可能なことは設計業者に確認しているところでございます。

次に、2点目の駐車場用地確保についてでございますが、今回の統合小学校建設計画は、山川体育センター西側の市有地とその周辺に計画しておりますが、御承知のとおり、山川体育センター西側の市有地は、山川市民センターや山川体育センターの駐車場として利用され

ております。

また、いきいき健康・福祉フェスタや平家まつりなどの大きなイベント時には、来場者用駐車場として利用されているところでございます。

教育委員会といたしましては、教育委員会所管の山川市民センター、山川体育センターの利用に支障のないよう、山川中学校グラウンド東側や屋外プール周りなどの空きスペースを活用して駐車場を確保したいと考えているところでございます。

また、大きなイベントが開催される際には、統合小学校の運動場も駐車場として利用できますよう整理したいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（壇 康夫君）**

17番牛嶋利三君。

**○17番（牛嶋利三君）**

私は、平成27年の開校というようなことで、その計画に向けた4校統合小学校の用地取得、あるいは現在、交渉をされておるといようなことでございますが、計画どおりに進んでいるのか、あるいはまた、その経過を含めた進捗状況、そしてまた、今後の取り組みなどの報告と説明を求めてまいったというふうなつもりでございます。

そしてまた、今、御答弁いただきましたけれども、プールの建設計画地、あるいは駐車場用地の確保についてというようなタイトルで通告をさせていただいておりますけれども、今、教育長からの答弁いただきますと、この用地の取得に向けた交渉、あるいはその経過をもう少しわかりやすく、どのような過程の中で進んでおるのか、そうしたところを具体的にもう少し理解しやすいような御説明をいただけないですかね。

**○議長（壇 康夫君）**

大津学校教育課長。

**○学校教育課長兼学校再編推進室長（大津一義君）**

9月の定例議会の際に、用地取得に関する予算を議決いただきまして、それから、地権者のほうにまず御挨拶に参りました。そして、一定程度理解をいただいた上で——といいますのは、どなたに何回行ったかということは、ここでは省略をさせていただきますけれども、外部にお願いをしないといけない仕事もございましたので、まず、調査等に関しましては専門の業者をお願いをするということで、まず、家屋の中に入れていただく、それから、畑

の中に入れていただく、そういった許可をいただくためのお願いに参ったところでございます。地権者様によっては、数回お願いをしたところもございますけれども、結果としては立ち入りを御了解いただいて、既に業者の調査については終了をいたしました。建物、それから畑についても終了をしております。ただし、積み上げの時間が相当必要でございます、現在、価格の設定までは、交渉価格の決定までは至っておりません。現在、その作業を煮詰めておるところでございます。早急に価格設定ができましたならば、早速地権者様のほうにお伺いをしたいということで、今準備を進めている最中でございます。

今のところ、そういった状況でございます。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

用地交渉等々は、畑だとか、それから家屋もありますよね。課長おっしゃるように、名前とか何回行ったかというようなことはお尋ねしませんけれども、ストレートにニュアンスとしてはどういうふうですか、12月いっぱいが用地確保のタイムリミットだったというふうに思っておりますけれどもですね。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

12月をめどとして用地交渉、地権者の同意を得たいということで御説明をしまいいりました。ただ、若干の修正を、今、学校再編推進室長が申しましたように、住宅2軒についての補償積算にちょっと時間がかかるということで、この部分については1月、年を越して地権者に御説明をして了解をいただく必要が出てきたということでございます。

それから、その他の農地に係る分については、今月何とかめどをつけなければならないということで、ここは補償算定、積算も終了しておりますので、具体的に交渉に地権者のほうにお伺いするというところでございます、農地については今月、その他の住居の部分については1月を一つのめどとしております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。



○17番（牛嶋利三君）

何回も話すようで大変僣越でございますけれども、用地交渉そのものは今、期間が12月いっぱいというようなところで大体お示しいただいたわけですね。今の説明聞けば、農地は今月、大体住宅用地そのものが大体1月いっぱいぐらいを必要と、めどとしては必要とするというようなことですよ。まだまだその交渉の過程ですから、余り突っ込んだ質問もできんかと思っておりますけれども、いずれにしても、取得に向けた努力は引き続きお願いしたいと思っておりますけれども、用地交渉が100%計画どおりに成立をしていただいたとしても、これは私が思うのに、この児童・生徒を持たれる親御さんですね。これは恐らく今までのいろんな話の過程の中で、十分に広さが足りないとか、そうしたところが一番のネックだったかと思っております。

ですから、十分に親御さんが満足いただけるような建設ができるのかどうなのか、非常にそこも心配をしておったところでございますけれども、用地、あるいはプール等々の建設場所については、まだ一定の場所の確定とかがされていないというようなことですが、駐車場用地の確保についての質問には、先ほど教育長の答弁では市民センター、あるいは体育センター、そうしたところ、利用者に当然、体育センターとかを使う利用者に対する支障のないような部分、その部分としては山川中学校グラウンド東側、あるいは屋外プール用地周辺というようなことを説明いただいておりますが、いろんなイベント等が実際、おっしゃるようにあるわけですね。いきいき健康・福祉フェスタ、あるいは平家まつり、そうした部分があるわけですが、そうした場合は、統合小学校、今この4校統合小学校ですね、この建設計画予定地も大きなイベントじゃ使うというようなお話いただいておりますが、例えば、11月の何日ですか、瀬高の秋の収穫祭ですね、大学でありましたけれども、とても雨の中での開催ということでグラウンドそのものが非常にぬかるんで満足な使用いただけなかった、非常に環境の悪い中での祭りというようなことでもございましたけれども、学校を使った場合、雨の後にグラウンド整備等々をやるのに相当数金がかからないかというふうに思いますが、そうした整備も考えてられるようですが、その辺、どのように考えてあるのか、もう少しちょっと説明をお願いしたいと思います。ちょっと上着脱いでよかですか。

○議長（壇 康夫君）

はい、どうぞ。

答弁は。大津学校教育課長。

## ○学校教育課長兼学校再編推進室長（大津一義君）

学校行事の際に、まず限って申し上げますと、市内の小・中学校で学校行事の際の御父兄の駐車場については、当然、専用の駐車場を小・中学校は持っておりませんので、幾分かは確保している学校もございますけれども、一般的には天気次第ではグラウンドを使っております。そして、相当グラウンド状態が悪い学校については、いろいろと工夫をしながらやられておりますけれども、非常に御不自由をかけておるのは事実でございます。その辺のところは、今からも統合に関係なく課題だというふうに思っております。

それから、イベントの際の駐車場でございますが、これは学校行事とダブれば、重なれば非常に問題が出てきますけれども、過去、合併以降に学校行事と市のイベントが重なったことはございません。したがって、学校のグラウンドを駐車場として使わせていただいたイベントが何回かはあると思います。ただ、御指摘のように、雨等の場合が、これはもう統合する、しないにかかわらず、こういった問題は既に発生をしておりますけれども、統合小学校のグラウンドにつきましては、これはもう山川中学校のほうもそうなんですが、非常に排水が悪うございますので、ここは幾分手を加えないといかんということで、今もそういった認識ではおります。

ただ、イベントに関しては教育委員会だけではなかなか解決できない問題もございますし、例えば、蛍祭り等で申し上げますと、これはお聞きしたところでございますが、今現在使っております体育センター西側の駐車場につきましては、特に蛍祭りのときはほとんど利用がなかったというふうにも聞いております。イベントによっては、駐車場の場所そのものが利用の有無が非常に影響してくるのではないかとこのふうにも思っております。

ただ、私どもで、教育委員会で何とかできるという範囲内で申し上げますと、山川中学校の東側の今、柵と国道の間に学校の東側のフェンスと国道の間に挟まれた幅15メートルから20メートル程度の幅の南北に100メートル近くございますけれども、そこを整備すれば、そこに約40台近く入るという計算をしております。それから、バイパス沿いに南東のほうから北西に向かって学校のグラウンドの南側でございますけれども、そこを利用して合計で百二、三十台は可能だというふうに試算をしております。これが、学校用地の中でございますので、どの程度整備できるかわかりませんが、そのように試算をしております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

金額的には大体どれぐらいかかるか、そういった試算はやっていないですか。ただ、雨が降って、要はその雨がやみますね。そして、日常の子供たちがグラウンドとして使用できるような、何も触らんときはいいですよ。恐らく車が入ったりとか、人が入ったりしたらがたがたになるわけですね。そして、ぬかるみをまた不陸整正するには相当数金がかかると思います、毎回ですね。それは、もういつもいつもイベントごとに雨が降るということは限らんけれども、ただ、その排水が非常にいいような状況にグラウンド整備するのに大体幾らぐらいの金が必要となるのか、そうした試算ありますか。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

そのような試算をしたことはございません。申しわけございません。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

そうすれば、私は今までも一般質問でも、それから各委員会の中でも、それこそ議会で議決しとることですから、それをやんなさいとは言いませんよ。443号バイパスの西側地域に位置する部分を何とか計画に上げられませんかというような質問をさせていただいております。

それをどうしなさいとは言いませんけれども、今現在、私の住まうところが同じ山川の行政区としては日当川区というところで、当然、教育委員会のほうからも、この計画にかかわる説明も丁寧にやっていただいた経緯がございますけれども、毎回イベント時の駐車場がなければ道路にはとめるわ、各個人の住宅の駐車スペースがあるところにやっぱり入れられるわけですね。そして、ドアロックでもされたらもう、その住宅の方は迷惑ぐらいの話じゃ済まんわけですね。だから、それを非常に心配されてあります。

そうしたことも含めて、ほかにそうした、この間、委員会の中でもちょっと野田先生のほうからでしたかね、そうした計画はほかにないかというような質問があってございましたけれ

ども、西にとは言いませんけれども、ほかにちょっと議長、今からちょっと市長にも提案させていただきたいというふうに思っておりますので、この図面を配付させていただいてよろしいですかね、地図ですけどね。

○議長（壇 康夫君）

どこまで配付の、要は資料としても配付したいということですか。

○17番（牛嶋利三君）

お尋ねするのに、ただ漠然と私が口頭で言ってもなかなか理解しづらい部分があるんじゃないかと思ひましてですね。よろしいですか。

○議長（壇 康夫君）

市長と教育長だけですか。

○17番（牛嶋利三君）

市長と副市長、教育長、三役だけにですね。よろしいですか。

○議長（壇 康夫君）

そしたら許可します。

〔資料配付〕

○17番（牛嶋利三君）

今、ちょっとカラーのピンクでマーキングした部分ですけれども、この黄色い部分が今現在、A案の計画地ですね。そして、今、黄色い部分、黄色く図示した部分が恐らく農地であったり、あるいは住宅であったり、用地交渉に相談してある部分だと思います。

それから、右のほうに1708の4、ここはちょっと図示、色分けで示しておりませんが、ピンクで示した部分ですね、方位的には北になります。この部分を駐車場用地として確保いただければ非常に日常茶飯事の職員駐車場としても大変有効に活用できるんじゃないかというふうに思っておるわけですね。恐らくここに（仮称）4校統合小学校ができた場合、恐らく小学校に限らず市民センター、あるいは体育センター、そうした利用者であったり、やはり何らかの目的があって訪れていただく皆さんの駐車場にはもう確実に、安心して利用いただける、そのように思っております。

また、私が示させていただいておる部分そのものに確保ができないとすれば、教育長は例えば、そうした4校統合校建設された部分に駐車場としてイベント時には使用できるんじゃないかというふうな計画もあるとおっしゃっていますが、まさに対象は児童・生徒でござい

ます、大人ではないわけですからね。入っちゃだめだよと言っても、それが十二分に理解できるような子供ではないということ、ある程度冒頭から頭に置いていただいたが安全確保できるんじゃないかというふうに思うわけですね。

ですから、私が示した部分、こうした部分を新たに用地の確保と、駐車場なり確保できるというような考えを持っておりますけれども、どのようにお考えなのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（壇 康夫君）**

高野副市長。

**○副市長（高野道生君）**

市長部局としての考え方を、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

御指摘のとおり、山川市民センターの西側、これ駐車場として今まで活用してまいりました。体育館の周辺ですね、これも駐車場としてイベント時に活用してきたのは事実でございます。

実は、牛嶋議員の御指摘のとおり、学校建設に当たりましては、近隣の住民の方から隣接の道路に違法駐車があるんじゃないかということで、非常に危惧しておりますということも承知をしているところでございます。

そこで、現在、今、教育委員会のほうから空きスペースを活用するという事で答弁をしたかと思いますが、現状の空きスペースを活用することで、それではどれくらいの駐車確保ができるのか、まだ実際にはきちっと試算をしていないところでございます。そこで、早急に教育委員会ともお話をいたしまして、試算結果に基づいて不足する場合は、やはり近くの市有地の活用もございましょうし、近隣用地の確保について検討をしたいと、そのように考えているところでございますので、もうしばらくお時間をいただければと思っているところでございます。

以上でございます。

**○議長（壇 康夫君）**

17番牛嶋利三君。

**○17番（牛嶋利三君）**

今、副市長のほうから大変ありがたい御答弁いただいたわけですが、何分、私が示させていただいておりますこの土地も、あくまでも地権者がおられまして、今からその交

渉を用地交渉としても相手があることですから、なかなかそれがどう結びつくのか、難しさはあるかと思えますけれども、ぜひ当局とお話いただいて、極力そうした用地の駐車場としての、また駐車場だけじゃなくして、そのほかにも、そのようにいろんな有効利用、活用できる部分だというふうに思っておりますから、ぜひひとつ、そのような取り組みをお願いしてまいりたいと思います。

それでは、2点目について。

○議長（壇 康夫君）

はい、どうぞ。

○17番（牛嶋利三君）（登壇）

2点目につきまして、叙勲受賞祝賀会の開催についてというようなことでお尋ねをさせていただきますけれども、秋の叙勲に際しまして、みやま市におきましては自治功労で旭日小綬章、あるいは更生保護功労によります瑞宝双光章というようなことで受章をされております。2名の方が受章されたわけですが、大変名誉なことをごさいますて、また、喜ばしいことでもございます。本席をかりまして、改めて受章されましたお二人の皆さんに心からお喜び、そしてまた、お祝いを申し上げたいと思います。

そこで、市長にお尋ねをいたしますけれども、自治功労で旭日小綬章を受けられた方の祝賀会に至るまでの計画、そしてまた準備の中で、市長みずからが発起人代表となってあるというようなことを聞き及んでおります。そのことが本当のことであるとすれば、今までに相当数、本市においても叙勲受章された方が多くいらっしゃいますけれども、市長みずからが発起人代表というようなことであれば前例がなく、また今後におきましても非常によくはないような影響が残るんじゃないかというふうに思われるわけです。

そこで、2人受章されておりますけれども、この更生保護功労として瑞宝双光章を受章された方、そうした方への祝賀会発起人代表にはなぜなされていないのかというようなことで、この2点お聞かせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

続きまして、叙勲受章祝賀会開催についての御質問にお答えをいたします。

勲章、褒章の栄典は、国家が特定の私人の榮譽を表彰するため与える待遇でありまして、

その授与は、憲法第7条第7号に定められた天皇の国事行為であります。

勲章、褒章の授与は、毎年2回、春と秋に発令され、みやま市からは今秋に、地方自治功労により旭日小綬章と更生保護功労で瑞宝双光章のお二人の方が受章の榮譽に浴されました。このお二人の方に改めてお祝いを申し上げます。

まず、1点目の発起人代表になられたことについてでございますが、今回、議員の御質問のとおり、旭日小綬章を受章された御本人より、祝賀会を行うので、私に発起人代表にとの受章決定後にお話がありました。

受章祝賀会には、これまで、来賓の立場で出席し、祝辞を述べさせていただいたことはありませんでしたが、発起人代表となったことはなく、大変悩みましたが、長年にわたり議員として地方自治に対する功績があり、国家から表彰されたわけでありますので、今回は初めてお引き受けしなければならないのではないかと考えているところでございます。

次に、2点目の他の受章者の発起人代表にはならないのかということについてでございますが、具体的には、瑞宝双光章を受章された方の発起人代表にはならないのかとの御質問と思われませんが、受章祝賀会は必ず行わなければならないものではなく、行われる場合は、世話人の方などが御本人と相談し、企画、計画され、実施するものであります。

先ほどお答えしましたように、もし、祝賀会が予定され、私に発起人代表のお話があれば検討はいたしますが、お話がない今の段階では、どうというお答えを申し上げることはできかねますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

**○議長（壇 康夫君）**

17番牛嶋利三君。

**○17番（牛嶋利三君）**

今、御答弁いただきました市長のお話によりますと、瑞宝双光章受章をされた方の発起人代表にはなぜならないのかという質問でございますが、本来、祝賀会は開催するに当たっては世話人の方が、はえある受章をされた方へのお祝いということで、世話人の方々が当然御本人と相談されまして企画、計画、そして、実施されることだと思えます。

そのように市長おっしゃっていただきましたけれども、それはもう当然のことなんです。普通、常識的なことだと思えます。

一方、この旭日小綬章、受けられた御本人から祝賀会というようなことで発起人代表になっていただけないかというような話があったというようなことでございますけれども、市長

としては随分悩まれたと、悩み抜いた末に判断されたというようなことでございます。長年にわたり議員として、そしてまた、地方自治に対する功績があり、国家から表彰されたわけですから、お引き受けしなければならないというのではないかというふうな、悩まれたというような答弁いただいておりますけれども、今、市長の答弁からしますと、私は発起人代表になってあるというような話を聞いておりましたから、このようなお尋ねをしておるわけですよ。しかし、今、市長の御答弁をいただいた内容では、お引き受けしなければならないのではないかというふうに考えているところでありましてということではあります、まだ発起人代表になられているというふうなことではないと理解してよろしゅうございますかね。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

御本人がお見えになりまして、私にそういったお願いをされましたので、わかりましたということは言っております。わかりましたと言いました。その後、お引き受けしなければならないのではないかなという思いで今現在おるところでございます。わかりましたと言いました。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

これは、先ほどもお話ししますように、この受章祝賀会というものは、そうした叙勲に限らず、スポーツの部分でも優勝されたとか、いろんな報告が市長のもとにあるかと思えます。そうした中で、本人が祝賀会するからというようなことで企画、計画するものじゃないと思うわけですね。まさしく、この世話人の方々が企画立案されて、そして、そうした祝賀会を実施されるというものであろうというふうに思っております。

先ほども申しますように、市長みずからそうした発起人代表を引き受けられるというふうなことは前例のないことでありまして、また特に、今回はもう皆さん御承知のとおり、この自治功労に対する受章の対象者としては2人あったわけですね。ですから、私の知る限りでは、そうした対象者の2人の中でも、長年にわたり議員として地方自治に大きな功績を残された方が選考されたというようなことでありまして、どういたしますか、年の順と申しますか、恐らくもう1人の方も相当な功労者としてその功績は残されてあります。ですから、本



人さんから、そうした祝賀会をされるからというようなことで発起人代表をお願いされたとしても、それはちょっと受けたらまずいんじゃないですかね、どうですか。

私も、これはちょっと多岐にわたる話で申しわけございませんけれども、金一つでも借るのに保証人が要るわけですね。そうした部分あたりでもお願いしたらいいですよと、受けしてもらわないかのごとなると思っていますから、そこあたりをもう一回ちょっと整理してお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

なかなか難しい問題ですけど、旭日章を受けられた方は長年議会で御活躍された方だということでございます。したがって、議員の皆様方の総意があれば私はお引き受けいたしますが、議員の皆様方が、これはもう議会で一生懸命されたんですから、なるほど彼はよく議会でやったというようなことで、ぜひ市長やってくれということであれば喜んで引き受けますが、議会の大半の皆様が市長がやるべきではないというようなことでおっしゃれば、これちょっともう一遍、御本人に相談して辞退をするということにしなければいけないので、議員の皆様方の一人一人の御意見をお伺いして決めようかなと思っているところでございます。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

市長は、辞退するということが受けられてあるというような理解せざるを得んですよ。そのように考えてあるということでしょう、まだ。お引き受けしなければならないのではないのかと悩み抜かれた末に考えているところでございます。そうでしょう。

もう少し触れさせていただくと、大変僭越な話で申しわけございませんけれども、今は議長としてみやま市議会、我々の市議会は壇議長が十分、100%以上にわたるまとめた議会運営をやっていただいております。そうした中で、私も議長職として去年の7月いっぱい務めさせていただきました。皆さんからの、いろんな議員さんからののお力添えをいただきながら、何とか務めさせていただきましたけれども、この中で、去年の第2回臨時会のときだったと思いますけれども、このときのことを市長思い出していただきたいと思っています。

これは、当時の近藤新一議員さん外2名から、地方自治法第135条第2項及び会議規則第152条第1項の規定によりまして、当時の〇〇議員さんを懲罰動議に値するというようなことで、そうした懲罰動議が提出をされたところでございます。早速、このことを受けまして、議会では起立多数によりまして8名の議員で構成する懲罰特別委員会を設置した経緯もあるわけですね。まさに、そのときに懲罰動議提出理由のくだりが手元に持っておりますので、ちょっと読ませていただきますね。

当時の8番近藤新一先生ですが、「皆さん大変お疲れさまです。私は政治倫理条例検討特別委員会の委員長をさせていただいております近藤でございます。〇〇君に対する懲罰動議の提出の理由を申し上げます。議長からの不穩当発言の取り消しの命令に対し従わないため、懲罰動議を提出するものでございます。よろしく願い申し上げます。」というふうな議事録が残っております。まさに、当時の22名から19名、3名減というようなことで、新しくこの議会組織が発足したわけでございますけれども、このことは再任された議員さん全部御承知おきいただいております。

こうした中で、市長、新たにそうしたことに対する議員さんからのそれぞれの思いを確認するという必要がございますか。ちょっとお聞かせください。

**○議長（壇 康夫君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）**

私も議員さん数名の方にどうしたものだろうかということをお伺いしましたところ、なってもいいんじゃないですかという返事も返ってきますし、いや、ならんほうがいだろうというような御意見も返ってくるわけでございます。

しかし、いずれにいたしましても、この方は議会で過ごした方でございますので、議会の皆さんがこれはやったほうがいいという御意見が多数であれば私は受けたいと思いますが、これは議会として余り、それは長年はいらっしゃったけど、議会人として、このみやま市の議会として国は認めただけでも、みやま市の議会としてはどうだろうかというようなことであれば、受けられませんということを申し上げに行かなければいけないのではないかなと思っておりますので、いずれにいたしましても今非常に苦悩しているところでございます。そういうことでございます。

**○議長（壇 康夫君）**

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

このことは、本人さんから教育長さんのほうにも御依頼があったというふうなことを聞いております。教育長さんから直接じゃございませんけれどもですね。それから、うちの壇議長のほうにも相談があったという経緯がございます。このことは壇議長、全協の中でお話しいただいた経緯がございますけれども、やはり例えば、大変失礼なことを申し上げてお許しくださいね。ただ、西原親個人だったら、恐らくそうした発起人としての御依頼はなかったかと思えます。みやま市長だからこそ御相談あったと思えますよ。みやま市の教育長だからこそあったと思えます。副市長だからこそあったと思えますね。議長だからこそあったと思えますよ。ですから、やっぱり公人という立場の地位にある方が、そのような個人的なお祝い事に、まして挨拶するという部分はともかくですよ、発起人代表とか、そうした部分はぜひ、やめてくださいと、私から直接言いませんけれどもお考えいただきたいというふうに思っています。一人一人聞かれますか。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

検討をさせていただきたいと思えます。大変困っております。

以上でございます。

まだ結論は、本当は引き受けたいと思っておったんですけど、そういった異論の声がはっきり申し上げまして、これは私、議員さんだけから聞きました。議員として長年過ごされた方ですからね。その議員さんの中にも随分意見が分かれますので、非常にこれは難しい問題だなと、私も市長として今おっしゃるように、市長だから頼まれると思えますので、そういうことで市長の職を利用するということになれば、議員さんの納得が得られないと思えますので、議員さん方々のやっぱり納得をいただかないと、これはできないことであると、このように考えていますので、ひとつ検討をさせていただきたいと思えます。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

このことについては、当時の叙勲を受けられた議員さんですよ。この方については、も

う全協の中でもわざわざ全協に落として、全協の場で本人に発言撤回、あるいは訂正、そうしたところを求めた経緯がございます。当然、本会議に戻しまして、臨時会の中でも、そうした受章をされた議員さんには議長として訂正を求めたくだりがございます。当然、結果的に、このような形の中で、やはり叙勲をいただくという、そうした本市から何名かというような議員さん2人おられたわけですが、一番最短距離にある方だと、そしてまた、まさしく市長おっしゃるように、その受章された当時の議員さんには、せっかく長いことやられて、当時の旧瀬高町議会の議長も務められました。そして、やはり今のこのみやま市に大きく発展に貢献された経緯というものもあるわけですね。ですから、本当に大過なく、みやま市の議員として退いていただいて、そして、来る暁にはそうしたはえある受章の一番射程内にある方ですから、ぜひそうした発言の訂正をしてくださいというふうなことで求めましたけれども、いや、そのようなものをもらうような考えは1ミリもないというようなことで蹴られとるわけですよ。

ですから、そうしたことも、市長も当然、当時の雰囲気、内容全部わかってあるはずですから、もう一回、ここでもうやめますとか、やりますとか、なかなかそうしたお話もできかねると思いますのでやめますけれども、しっかり御判断いただいて、常識ある方のいろんな考えもお聞きいただきながら決していただきたい、このようにお願いしておきます。よろしいでしょうか。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

はい、よくわかりました。

○議長（壇 康夫君）

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は2時40分を予定したいと思いますので、よろしく申し上げます。

午後2時24分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開していきます。

続きまして、9番梶山忠男君、一般質問を行ってください。

○9番（梶山忠男君）（登壇）

皆さん、改めましてこんにちは。きょうのしんがりとなりましたけれども、よろしくお願  
いいたします。

早く手短に質問を済ませてくれという御意見も出ていますので、的確に手短に行きたいと  
思います。

1番の統合小学校の問題についてですけれども、先ほどの牛嶋議員の質問で大体答弁は聞  
いておりますけれども、通告しておりますので一応質問をさせていただきたいと思います。

本年9月議会で小学校建設用地購入費及び補償費が賛成多数で可決され、統合小学校を平  
成27年に開校させるには用地交渉の期限が12月いっぱいとされていまして。用地交渉の進捗  
状況はいかになっているでしょうか、お伺いいたします。

よろしくお願ひします。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）（登壇）

梶山議員の統合小学校問題についての御質問にお答えしますが、今、議員のほうからあり  
ましたように、先ほど牛嶋議員のほうの質問で細部にわたってお答えしておりますので、簡  
単にそれも踏まえて答弁させていただきます。

御承知のとおり、今回の統合小学校建設計画地は、山川体育センター西側の市有地とその  
周辺としております。さらに、民有地約4,800平方メートルの買収が必要となります。民有  
地の地権者は6人、筆数は11筆で、住宅が2戸ございます。

先ほどお答えしたとおり、用地交渉に必要な土地の鑑定評価と物件移転補償調査につつま  
しては、地権者の皆様に御協力いただきまして、全て完了したところでございます。

現在は補償金額の積算等を急いでいるというお答えをしております。その準備が整い次第、  
具体的なお話をさせていただくこととなります。

議員さん御指摘の非常に窮屈なスケジュールとなっておりますので、教育委員会といたし  
ましては1月をめどに、これが全てできますように、これまでどおり粛々と進めてまいりた  
いと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

9番梶山忠男君。

○9番（梶山忠男君）

住宅については1月中に、農地は今月中にめどをつけるということですが、ざっくりばらんに言って100%買収の可能性はあるのでしょうか、ないのでしょうか。そこら辺をお聞かせください。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

教育委員会事務局としての任務は、全ての地権者に同意をいただいて計画を進めることだというふうに自覚しております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

9番梶山忠男君。

○9番（梶山忠男君）

もし全ての用地が100%購入できない場合は、できる範囲で統合小学校をつくるようなことは絶対しないしてほしいと思います。

例の修正案で統合計画を進められておりますけれども、牛嶋議員が提案されておりますように、バイパスの西側とか、中途半端な買収に終わった場合にはそういうところも含めて計画を見直してほしい、そういうことを考えております。恐らくできる範囲で中途半端な小学校をつくっていただければ、また地元から反対運動が起こりますし、私も反対したいと思います。もし、できなかった場合、用地交渉が順調にいかなかった場合はどういうふうなお考えを持っておられるか、教育長お聞かせください。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

私は今のところ、もしできなかったということは考えておりません。必ず用地買収をなし遂げるというつもりでやっておりますので、もしできなかったという考えを持つと、そういった決意が肅々とやっていることになりませんので、私はできるというつもりでやりたいと思っております。

○議長（壇 康夫君）

ちょっとお待ちください。今、9番議員の発言が前回の予算をつけたときに可決した問題も含まれますので、発言の内容はちょっと注意しながらお願いしたいと思います。

9番梶山忠男君。

○9番（梶山忠男君）

そしたら、また用地交渉の結果は逐一報告していただけたと思いますので、ぜひ全力で頑張って立派な小学校をつくっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に行きます。

○議長（壇 康夫君）

答弁はよろしいですね。はい、どうぞ。お願いします。

○9番（梶山忠男君）（登壇）

次に、高田支所の売却問題についてですけれども、市長は以前からヨコクラ病院から高田支所用地全てを売却してほしいと言われているから、支所用地全部を売却するとおっしゃっていました。

今議会に提出されている議案第60号によりますと、売却面積が約1万3,860平米、台帳面積が約1万5,000平米ぐらいあると言われていましたので、かなり少なくなっております。これは、議案の差しかえがありまして、最初の議案ではもっと少なかったんですけれども、こういう千何百平米も少なくなるというのは台帳面積に比べてかなり違いがあるように思いますので、どういうことなのか、説明をよろしくお願いいたします。

それと、商工会の事務所の移転についてはどうなっているか、お願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

高田支所の売却についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の高田支所用地1万5,564平方メートル全てを売却すべきではないかということについてでございますが、これまでの議会でお示ししていた敷地面積は、1万5,564平方メートルといたしておりました。また、これは公簿上の面積であるということで、売却に際しては測量を行い、実測面積で行う旨説明をしていたと思います。

今回、売却面積が1万3,861.21平方メートルとなり、約1,700平方メートル減少したこと

の要因としましては、旧町時代に道路・水路の改良拡幅工事の際、支所敷地側に拡幅したものの、敷地を分筆することなく施工したことや、新たに消防格納庫分や地元要望の道路改良用地を除いたこと、また公簿と実測の誤差と思われる。

なお、開発区域内の道路設置等については、事業主体であるヨコクラ病院が都市計画法等の規定に従い、開発協議において関係各課と進めていくものと思います。

次に、2点目の商工会事務所の移転についてでございますが、商工会事務所は12月3日に、まいピア高田の南側にありますAコープ高田跡地に移転され、旧建物の敷地については、今後、原型復旧いただく予定でございます。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

9番梶山忠男君。

○9番（梶山忠男君）

きのういただきましたこの図面で細かく聞いていきたいと思いますが、最初にこの図面をいただければこういう疑問は余り浮かばなかったと思うんですけども、余りわかりにくい図面をいただいておりますので、今回の質問に至ったわけです。

まず、地元要望の道路改良用地というのは、地元の区から要望が出ていると思いますがけれども、この図面でいきますと480の5になるんですかね。

○議長（壇 康夫君）

石橋契約検査課長。

○契約検査課長（石橋慎二君）

今、御指摘のあった部分になります。480の5に当たります。

○議長（壇 康夫君）

9番梶山忠男君。

○9番（梶山忠男君）

これは道路を拡幅して市道として残すということですね。

○議長（壇 康夫君）

石橋契約検査課長。

○契約検査課長（石橋慎二君）

この売却が整ったというか、話が出てきた時点で建設課のほうに地元要望として上がって



いたものですから、その部分を引いたというか、外したということでございます。（「それは市道になるということ」と呼ぶ者あり）そうです、そのとおり市道になります。

○議長（壇 康夫君）

9番梶山忠男君。

○9番（梶山忠男君）

次ですけれども、1221の3、水路管理用地というのが工事用区域になっていますけれども、これは昨日ちょっと現場がわからなかったもので見に行ったんですけど、その水路は、コンクリートの立派な側壁がありまして、その側壁から何メートルぐらい管理用地で残すわけですか。

○議長（壇 康夫君）

石橋契約検査課長。

○契約検査課長（石橋慎二君）

今、指摘ありました三面張りになっております。その部分から2メートルが管理道路として残しております。

○議長（壇 康夫君）

9番梶山忠男君。

○9番（梶山忠男君）

次ですけれども、480の6が消防小屋だと思いますけれども、その前の480の1、ここは道路が残ると思いますが、この道路は幅何メートルぐらいを残すつもりですか。

○議長（壇 康夫君）

石橋契約検査課長。

○契約検査課長（石橋慎二君）

一応、480の1の部分については4メートル（119ページで訂正）の道路を確保しております。それとつながって南側の道路の部分がありますけれども、これは以前に市有地を利用して道路を広げた経過の部分はその部分に当たります。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

9番梶山忠男君。

○9番（梶山忠男君）

そしたら、今回の支所売却に際しては、この市有地部分と消防小屋に通じる道路は分筆して市道として登録し直すということですか。

○議長（壇 康夫君）

石橋契約検査課長。

○契約検査課長（石橋慎二君）

これを、筆数はもっと多かったですけれども、最終的に市有地とヨコクラ病院に売却する部分との筆を若干整理いたしまして、480の1で南側についてはつながったような形で分筆し、残しております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

9番梶山忠男君。

○9番（梶山忠男君）

次に、484の3ですけれども、これは隣接者へ払い下げと書いてありますけれども、ヨコクラ病院さんからは支所用地を全部売却してくれという要望があると市長はいつも言われておりました。市長、それは間違いないですね。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

そうだと思いますけど、そういうことになっておりますけど。

○議長（壇 康夫君）

9番梶山忠男君。

○9番（梶山忠男君）

そしたら、484の3全て欲しいと言われるのに、なぜこれだけ隣接者へ払い下げるわけですか。

○議長（壇 康夫君）

石橋契約検査課長。

○契約検査課長（石橋慎二君）

この部分につきましては、幅も狭く、隣接者の方が非常にこの部分については道路敷地の一部やったものですから、楠田川の管理用地が要するに市道認定されております。これが6

メートルありますけれども、それに沿った用地がここに存在していました。それで、この存在しておる土地を非常に近隣、粗大ごみとかの集約場で使ってあったんですけれども、近くの人が石を積んだり、非常に迷惑をかけられていた部分があったんです。それで、ここはヨコクラ病院とも相談いたしましたしてどうでしょうかと、ここまで必要でしょうかという話を交渉の中でいたしまして、いや、ここまでは幅も狭いしということで、それではどうでしょうかと本人さんからも希望がありまして、希望があった場合には、地域の行政区区長あたりに相談いたしましたしてどうですかと、払い下げしてもいいでしょうかという了承をいただきまして、隣接者の方に払い下げたという経過があります。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

9番梶山忠男君。

○9番（梶山忠男君）

この484の3については隣接者から払い下げてくれという要望があり、また、ヨコクラ病院さんもその部分は外してもいいという了解があったので隣接者へ払い下げることにしたということですね。

そしたら、この払い下げについては、その価格というのは幾らになっているんでしょうか。

○議長（壇 康夫君）

石橋契約検査課長。

○契約検査課長（石橋慎二君）

それは、ヨコクラ病院に払い下げる予定の価格が平米14千円でした。それで同価格でお願いしたいということを申し出まして、了承いただいたという状況であります。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

9番梶山忠男君。

○9番（梶山忠男君）（登壇）

高田支所の売却問題については、疑問点は大体お聞きいたしましたので、次に進みたいと思います。

次に、国道443号山川バイパスについてお尋ねいたします。

現在、オレンジ道路から飯江川まで供用されており、地元の方は便利に利用させてもらっ

ています。このほど起点からオレンジ道路までの工事が始まっていますが、用地購入できていない土地は残したまま進められているようです。

今後、用地交渉がうまくいかないときは収用するつもりなのか伺います。また、起点からオレンジ道路までの供用開始はいつごろになる予定ですか、お尋ねいたします。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

国道443号山川バイパスについての御質問にお答えをいたします。

山川バイパスは、全体計画延長4,310メートルで事業が進められており、昨年12月に延長930メートル、そして、本年11月27日に延長470メートルが供用開始となり、オレンジ道路から高田町舞鶴の県道高田山川線までが通行可能となりました。

御質問の起点からオレンジ道路の間は、延長1,230メートルで事業が進んでおります。

用地取得の進捗状況といたしましては、面積ベースで95%が取得済みとなっておりますが、残り5%が難航しており、現在、県において鋭意交渉が進められております。

また、工事につきましては、用地取得が完了した区間において順次工事が進められ、今年度は800メートルが工事着手されております。

供用開始の時期につきましては、用地の取得状況が大きく影響しますので、市といたしましても県と協力し、早期に用地が取得されるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

9番梶山忠男君。

○9番（梶山忠男君）

用地交渉で残り5%が難航しておりと言われていましたが、私もそれにかかわったことがありますけれども、なかなか難しいところがあると思います。

県としては、みやま市の事業ではありませんから、県としては、もし用地交渉がうまくいかない場合は、どういうふうにご考慮されるのか、お聞きされていたら答弁をお願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

横尾建設都市部長。

○建設都市部長（横尾健一君）

事業といたしましては、起点から終点まで、物見塚のところまでございます。1期区間について、今現在一部供用開始している部分、それと2期区間が高田町と山川の区間というふうになります。

全体的な用地の取得状況というのが現在で92.3%ほどでございます。残り10名程度の方が残っておられますので、そういった方の用地の取得状況が進んでいかないと、なかなかそういった法手続もできないというようなことで、先ほどもお答えしましたように、鋭意交渉を重ねながら、その中で今後、法的手続についても準備をしていくということで聞いております。

○議長（壇 康夫君）

9番梶山忠男君。

○9番（梶山忠男君）

法的手続については、1つの事業について1回だけできるとかいうことを聞いたことがありますけど、それはどういうふうになっていますでしょうか。

○議長（壇 康夫君）

横尾建設都市部長。

○建設都市部長（横尾健一君）

事業区間が先ほど言いましたように4,310メートルございます。その中で、1期区間と2期区間と分けておまして、事業としては4,310メートルが1事業になりますので、事業認可をとるにはそういった全体での事業認可をとらなくてはいけないということで、まだ少し残ってある方があるもので、そういった方の進捗を見ながら法的手続を考えていくということでございます。

○議長（壇 康夫君）

9番梶山忠男君。

○9番（梶山忠男君）

現在、一部が供用開始され利用しておりますけれども、かなり立派な道路ができて、物すごく便利に使わせていただいているんですけど、市としても早く全線が供用開始できるように、県に強く今後働きかけていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（壇 康夫君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。なお、次の本会議は、あす12月6日となっておりますので、御承知おき願います。

午後3時05分 散会